

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第105回）
議事次第

1 日 時

令和3年12月21日（火）14：00～16：00

2 場 所

Webexによるオンライン開催

3 議 事

- (1) 令和3年司法試験予備試験口述試験の結果について
- (2) 令和3年度法科大学院関係状況調査について
- (3) 法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究について
- (4) 司法試験の在学中受験の導入等に伴うカリキュラム等について
- (5) その他

4 配付資料

資料1-1	令和3年司法試験予備試験口述試験（最終）の結果について	…1
資料1-2	司法試験予備試験合格者等に関するデータ一覧	…5
資料1-3	予備試験合格者・司法試験合格者（予備試験合格資格に基づく） に関する職種別人員数の推移	…6
資料1-4	令和3年司法試験予備試験受験状況（法科大学院生）	…7
資料1-5	令和3年司法試験予備試験受験状況（法科大学院・全体）	…8
資料1-6	令和3年司法試験予備試験受験状況（大学生）	…9
資料1-7	令和3年司法試験予備試験受験状況（大学別・全体）	…10
資料2	令和3年度法科大学院関係状況調査について	…11
資料3-1	「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」を 受けた委託事業について（第103回中央教育審議会法科大学院等特別委員会資料）	…35
資料3-2	法科大学院における法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究 中間報告について	…36
資料4	司法試験の在学中受験の導入等に伴うカリキュラムに関する調査	…55
参考資料1	第11期中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会委員名簿	…65
参考資料2	第11期の審議に関する主な論点について（案） （第104回中央教育審議会法科大学院等特別委員会資料）	…66
参考資料3	大学院設置基準等の一部を改正する省令について（概要）	…69

令和 3 年司法試験予備試験口述試験（最終）の結果について

1 概 況

合格者数 467人（昨年 442人 25人増加）

2 合格者数の推移

	短 答 受験者数	短 答 合格者数	論 文 受験者数	論 文 合格者数	口 述 受験者数	最 終 合格者数	対短答 受験者 合格率
平成23年	6,477	1,339	1,301	123	122	116	1.79%
平成24年	7,183	1,711	1,643	233	233	219	3.05%
平成25年	9,224	2,017	1,932	381	379	351	3.81%
平成26年	10,347	2,018	1,913	392	391	356	3.44%
平成27年	10,334	2,294	2,209	428	427	394	3.81%
平成28年	10,442	2,426	2,327	429	429	405	3.88%
平成29年	10,743	2,299	2,200	469	469	444	4.13%
平成30年	11,136	2,661	2,551	459	456	433	3.89%
令和元年	11,780	2,696	2,580	494	494	476	4.04%
令和2年	10,608	2,529	2,439	464	462	442	4.17%
令和3年	11,717	2,723	2,633	479	476	467	3.99%

3 合格者の状況

○合格者の年齢（本年12月31日時点）

- ・最低年齢 17歳
- ・最高年齢 64歳
- ・平均年齢 26.28歳

※ 受験願書に基づく情報

○合格者の性別構成

- ・男性 365人（78.16%）
- ・女性 102人（21.84%）

※ 受験願書に基づく情報

令和3年司法試験予備試験口述試験（最終）の結果

令和3年11月4日の司法試験委員会において、令和3年司法試験予備試験口述試験について、総得点119点以上の467人を（最終）合格とするとの決定がされた（令和3年11月5日午後4時発表）。

1 出願者等

出願者 14,317人

短答式試験（合格点162点以上）

受験予定者 14,317人

受験者 11,717人

合格者 2,723人

論文式試験（合格点240点以上）

受験予定者 2,723人

受験者 2,633人

合格者 479人

2 口述試験の結果

受験予定者 479人

受験者 476人

合格点 119点以上

最終合格者 467人

（参考）

合格者の年齢（本年12月31日時点）

最低年齢 17歳

最高年齢 64歳

平均年齢 26.28歳

※ 受験願書に基づく情報

合格者の性別構成

男性 365人（78.16%）

女性 102人（21.84%）

※ 受験願書に基づく情報

令和3年司法試験予備試験

※ 本データは出願者の自己申告によるものである。

性別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者
男	10,941	8,941	2,279	373	365
女	3,376	2,776	444	106	102
合計	14,317	11,717	2,723	479	467

年齢別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者
19歳以下	162	151	9	4	4
20～24歳	4,281	3,952	884	318	313
25～29歳	1,536	1,274	236	60	60
30～34歳	1,382	1,063	218	31	31
35～39歳	1,385	1,057	279	20	18
40～44歳	1,268	941	268	20	17
45～49歳	1,215	898	243	11	10
50～54歳	1,105	844	223	8	8
55～59歳	804	638	168	4	4
60～64歳	584	440	114	2	2
65～69歳	327	256	50	1	0
70～74歳	203	150	27	0	0
75～79歳	35	31	3	0	0
80歳以上	30	22	1	0	0
合計	14,317	11,717	2,723	479	467

令和3年12月31日時点

職種別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者
公務員	1,368	1,018	267	21	19
教職員	148	110	27	0	0
会社員	3,117	2,374	469	37	35
法律事務所事務員	288	240	64	4	4
塾教師	137	107	29	1	1
自営業	711	511	138	6	6
法科大学院生	1,211	1,058	267	101	99
法科大学院以外大学院生	34	28	9	2	2
大学生	3,831	3,508	733	255	252
無職	2,936	2,371	625	45	44
その他	536	392	95	7	5
総計	14,317	11,717	2,723	479	467

出願時現在

最終学歴別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者
大学卒業	5,288	4,139	991	62	60
大学在学中	3,893	3,552	736	255	252
大学中退	298	225	53	3	3
法科大学院修了	1,663	1,230	425	24	21
法科大学院在学中	1,255	1,095	273	102	100
法科大学院中退	312	242	32	3	3
法科大学院以外の大学院修了	919	717	148	18	16
法科大学院以外の大学院在学中	46	37	9	2	2
法科大学院以外の大学院中退	96	69	16	0	0
短期大学卒業	51	31	2	0	0
短期大学在学中	1	1	0	0	0
短期大学中退	5	3	0	0	0
高校卒業	264	198	21	5	5
高校在学中	36	34	1	1	1
高校中退	40	29	7	2	2
その他	150	115	9	2	2
合計	14,317	11,717	2,723	479	467

出願時現在

<参考>

過去の司法試験の受験経験	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者
受験したことがない	9,816	8,322	1,648	433	426
旧試験のみ受験したことがある	2,790	2,119	621	22	20
新試験のみ受験したことがある	649	487	141	7	7
両方とも受験したことがある	1,062	789	313	17	14
合計	14,317	11,717	2,723	479	467

司法試験予備試験合格者等に関するデータ一覧

○予備試験データ

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年(※3)	令和3年
受験者数	6,477	7,183	9,224	10,347	10,334	10,442	10,743	11,136	11,780	10,608	11,717
(大学在学中)※1	951	1,223	1,708	1,918	1,917	1,998	2,119	2,214	2,477	2,367	2,564
(法科大学院在学中)※1-2	170	508	1,426	1,791	1,657	1,579	1,396	1,286	1,234	1,023	1,000
(うち法科大学院3年生)※1	89	347	1,156	1,431	1,354	1,305	1,132	1,051	994	808	792
合格者数	116	219	351	356	394	405	444	433	476	442	467
(大学在学中)※1	29	44	53	55	74	93	118	97	152	149	153
(法科大学院在学中)※1-2	6	60	161	164	134	150	108	150	114	93	96
(うち法科大学院3年生)※1	5	54	157	159	133	146	104	147	113	88	95
合格率	1.79%	3.05%	3.81%	3.44%	3.81%	3.88%	4.13%	3.89%	4.04%	4.17%	3.99%
(大学在学中)※1	3.05%	3.60%	3.10%	2.87%	3.86%	4.65%	5.57%	4.38%	6.14%	6.29%	5.97%
(法科大学院在学中)※1-2	3.53%	11.81%	11.29%	9.16%	8.09%	9.50%	7.74%	11.66%	9.24%	9.09%	9.60%
(うち法科大学院3年生)※1	5.62%	15.56%	13.58%	11.11%	9.82%	11.19%	13.99%	11.37%	10.89%	11.99%	

※1 「大学在学中」、「法科大学院在学中」、「法科大学院3年生」は出願時の自己申告に基づく最終学歴から推測される予備試験受験時の属性をいう。
 ※2 出願時大学4年生の者が受験時において法科大学院に進学している可能性があるため、実際には更に多い可能性がある。
 ※3 令和2年の受験者数、合格者数及び合格率のうち「大学在学中」、「法科大学院在学中」及び「法科大学院3年生」の数値について、過去に公表した資料から修正を行った。

○司法試験データ

受験資格(属性)		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年(※3)	令和3年
法科大学院修了の資格に基づく者	受験者数	8,302	7,486	7,771	7,715	6,517	5,567	4,805	4,081	3,280	3,024
	合格者数	2,044	1,929	1,647	1,664	1,348	1,253	1,189	1,187	1,072	1,047
	合格率	24.62%	25.77%	21.19%	21.57%	20.68%	22.51%	24.75%	29.09%	32.68%	34.62%
予備試験合格の資格に基づく者	受験者数	85	167	244	301	382	400	433	385	423	400
	合格者数	58	120	163	186	235	290	336	315	378	374
	合格率	68.24%	71.86%	66.80%	61.79%	61.52%	72.50%	77.60%	81.82%	89.36%	93.50%
(うち大学在学中)※1	受験者数	10	5	4	12	21	30	29	27	53	64
	合格者数	9	5	4	12	20	29	28	26	51	63
	合格率	90.00%	100%	100%	100%	95.24%	96.67%	96.55%	96.30%	96.23%	98.44%
(うち法科大学院在学中)※1-2	受験者数	7	31	68	73	85	89	104	92	105	99
	合格者数	6	29	64	66	76	85	97	90	102	97
	合格率	85.71%	93.55%	94.12%	90.41%	89.41%	95.51%	93.27%	97.83%	97.14%	97.98%

※1 「大学在学中」、「法科大学院在学中」は出願時の自己申告に基づく最終学歴から推測される司法試験受験時の属性をいう。
 ※2 出願時大学4年生の者が受験時において法科大学院に進学している可能性があるため、実際には更に多い可能性がある。
 ※3 令和2年の「大学在学中」及び「法科大学院在学中」の各数値について、過去に公表した資料から修正を行った。

○司法試験(予備試験合格資格)年齢分布

年齢別	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年			
	受験者	最終合格	受験者	最終合格	受験者	最終合格	受験者	最終合格														
19歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
20~24歳	31	30	66	64	100	96	103	93	138	130	161	155	201	192	158	155	223	217	230	224	230	224
25~29歳	4	4	10	8	22	20	35	29	55	40	59	49	59	50	52	47	60	57	59	57	59	57
30~34歳	16	11	25	20	24	13	35	18	39	17	29	19	38	26	40	31	36	29	37	35	37	35
35~39歳	14	4	31	18	38	19	38	15	46	21	48	27	35	20	41	29	30	23	24	20	24	20
40~44歳	11	5	15	6	23	9	37	14	38	9	33	14	37	16	28	16	27	21	18	14	18	14
45~49歳	4	2	11	4	17	3	24	7	31	7	32	13	23	10	32	22	18	11	10	8	10	8
50~54歳	2	1	3	0	12	3	16	5	21	8	19	5	21	9	20	9	16	9	16	11	16	11
55~59歳	2	0	3	0	3	0	3	2	5	1	10	5	8	6	9	4	9	8	2	2	9	2
60~64歳	1	1	2	0	3	0	6	1	6	1	7	2	8	5	3	2	3	2	2	2	2	2
65~69歳	0	0	1	0	2	0	4	2	2	1	1	0	2	1	2	0	1	1	1	1	0	0
70歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	85	58	167	120	244	163	301	186	382	235	400	290	433	336	385	315	423	378	400	374	400	374

○法科大学院中退者

年次別	予備試験合格を理由とした中退										司法試験合格(予備試験合格資格)を理由とした中退											
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
1年次	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0
2年次	1	9	8	12	21	18	19	15	21	19	9	12	19	15	20	37	34	36	59	59	34	59
3年次	1	0	1	0	0	2	2	4	1	4	5	15	37	34	43	37	36	36	16	16	36	16
全体	3	9	9	13	21	20	21	19	22	23	14	27	57	49	64	75	70	72	75	75	70	75

予備試験合格者・司法試験合格者(予備試験合格資格に基づく)に関する職種別人員数の推移

※ 職種は、出願時における自己申告によるもの。

【予備試験合格者に関する職種別人員数の推移】

		全体	法科大学院生・大学生以外										法科大学院生・大学生		
			無職	会社員	公務員	自営業	法律事務所 事務員	塾教師	教職員	法科大学院生 以外大学院生	その他	合計	大学生	法科大学院生	合計
平成 23年	予備試験 受験者	6,477	2,153	1,287	599	335	179	117	73	24	300	5,067	1,218	192	1,410
	予備試験 合格者	116	32	12	13	3	4	2	1	0	1	68	40	8	48
平成 24年	予備試験 受験者	7,183	2,122	1,236	618	337	174	135	71	24	304	5,021	1,636	526	2,162
	予備試験 合格者	219	41	15	18	4	4	0	1	0	6	89	69	61	130
平成 25年	予備試験 受験者	9,224	2,198	1,351	633	346	184	153	72	26	361	5,324	2,444	1,456	3,900
	予備試験 合格者	351	36	14	10	6	5	3	0	0	8	82	107	162	269
平成 26年	予備試験 受験者	10,347	2,298	1,436	700	377	211	145	67	34	395	5,663	2,838	1,846	4,684
	予備試験 合格者	356	34	12	17	5	4	0	0	2	3	77	114	165	279
平成 27年	予備試験 受験者	10,334	2,233	1,593	736	378	189	128	68	25	399	5,749	2,875	1,710	4,585
	予備試験 合格者	394	35	28	14	7	2	2	1	1	11	101	156	137	293
平成 28年	予備試験 受験者	10,442	2,265	1,675	770	392	224	127	80	23	394	5,950	2,881	1,611	4,492
	予備試験 合格者	405	31	21	12	3	0	3	0	2	2	74	178	153	331
平成 29年	予備試験 受験者	10,743	2,353	1,833	792	448	228	135	91	25	426	6,331	3,004	1,408	4,412
	予備試験 合格者	444	66	26	7	3	10	1	3	1	6	123	214	107	321
平成 30年	予備試験 受験者	11,136	2,391	1,980	880	486	241	147	100	33	413	6,671	3,167	1,298	4,465
	予備試験 合格者	433	47	26	20	4	6	4	2	1	5	115	170	148	318
令和 元年	予備試験 受験者	11,780	2,475	2,197	998	544	253	147	101	33	427	7,175	3,340	1,265	4,605
	予備試験 合格者	476	40	33	19	2	4	4	0	2	7	111	250	115	365
令和 2年	予備試験 受験者	10,608	2,116	2,064	925	449	234	110	97	34	374	6,403	3,141	1,064	4,205
	予備試験 合格者	442	32	24	22	12	2	2	2	0	8	104	243	95	338
令和 3年	予備試験 受験者	11,717	2,371	2,374	1,018	511	240	107	110	28	392	7,151	3,508	1,058	4,566
	予備試験 合格者	467	44	35	19	6	4	1	0	2	5	116	252	99	351

【司法試験合格者(予備試験合格資格に基づく)に関する職種別人員数の推移】

		全体	法科大学院生・大学生以外										法科大学院生・大学生		
			無職	会社員	公務員	自営業	法律事務所 事務員	塾教師	教職員	法科大学院生 以外大学院生	その他	合計	大学生	法科大学院生	合計
平成24年	司法試験合格者	58	14	5	4	0	0	1	0	0	0	24	26	8	34
平成25年	司法試験合格者	120	16	8	9	3	5	0	0	0	5	46	40	34	74
平成26年	司法試験合格者	163	21	8	5	3	1	0	1	1	4	44	47	72	119
平成27年	司法試験合格者	186	25	12	14	4	1	0	0	0	3	59	51	76	127
平成28年	司法試験合格者	235	37	20	12	2	2	0	2	0	5	80	69	86	155
平成29年	司法試験合格者	290	50	23	17	3	2	4	0	0	6	105	88	97	185
平成30年	司法試験合格者	336	64	25	6	4	9	2	1	1	7	119	112	105	217
令和元年	司法試験合格者	315	54	32	14	7	5	4	4	2	5	127	94	94	188
令和2年	司法試験合格者	378	39	33	23	3	7	3	0	2	7	117	146	115	261
令和3年	司法試験合格者	374	44	31	18	9	3	0	0	1	10	116	153	105	258

令和3年司法試験予備試験受験状況（法科大学院生）

※本データは出願者の自己申告によるものである。

法科大学院名	出願者	受験者	最終合格者			
			総数	（最終合格者の内訳）		
				法科大学院(1年)	法科大学院(2年)	法科大学院(3年)
愛知学院法科大学院						
愛知大法科大学院	5	4				
青山学院法科大学院						
大阪学院法科大学院						
大阪市立大法科大学院	14	13				
大阪大法科大学院	77	66	3		3	
大宮法科大学院大学	1	1				
岡山大法科大学院	23	22	4		4	
香川大法科大学院						
学習院法科大学院	7	5				
鹿児島大法科大学院						
神奈川大法科大学院						
金沢大法科大学院	6	3				
関西大法科大学院	19	14				
関西学院法科大学院	27	23	1		1	
関東学院法科大学院						
九州大法科大学院	37	30	4		4	
京都産業法科大学院						
京都大法科大学院	108	90	22		20	2
近畿大法科大学院						
熊本大法科大学院						
久留米大法科大学院						
慶應義塾大法科大学院	106	94	8		8	
甲南大法科大学院	8	7				
神戸学院法科大学院	1	1				
神戸大法科大学院	63	48	5		5	
國學院法科大学院						
駒澤大法科大学院	6	4				
静岡大法科大学院						
島根大法科大学院						
首都大東京法科大学院	19	18				
上智大法科大学院	20	16				
信州大法科大学院						
駿河台法科大学院						
成蹊大法科大学院						
西南学院法科大学院						
専修大法科大学院	7	7				
創価大法科大学院	10	6	2		2	
大東文化法科大学院						
千葉大法科大学院	16	12				
中央大法科大学院	76	72	5		5	
中京大法科大学院						
筑波大法科大学院	31	26				
桐蔭横浜法科大学院						
東海大法科大学院						
東京大法科大学院	137	124	14		13	1
同志社大法科大学院	29	27	1		1	
東北学院法科大学院						
東北大法科大学院	40	35	1		1	
東洋大法科大学院						
獨協大法科大学院						
名古屋大法科大学院	35	33	1		1	
南山大法科大学院	4	4	1			1
新潟大法科大学院						
日本大法科大学院	14	11	1		1	
白鷗大法科大学院						
一橋大法科大学院	71	64	15		15	
姫路獨協法科大学院						
広島修道法科大学院						
広島大法科大学院	9	6	1		1	
福岡大法科大学院	4	3				
法政大法科大学院	13	11	1	1		
北海学園法科大学院						
北海道大法科大学院	23	22	1		1	
明治学院法科大学院						
明治大法科大学院	22	20				
名城大法科大学院						
山梨学院法科大学院						
横浜国立法科大学院						
立教大法科大学院						
立命館大法科大学院	18	17	1		1	
琉球大法科大学院	5	4				
龍谷大法科大学院						
早稲田大法科大学院	144	132	8		8	
合計	1,255	1,095	100	1	95	4

※ 令和3年司法試験予備試験の出願時（令和3年3月）現在
（令和3年5月～同年10月の司法試験予備試験受験時には年度が1年加わることとなる。）

令和3年司法試験予備試験受験状況（法科大学院・全体）

※本データは出願者の自己申告によるものである。

法科大学院名	出願者	受験者	最終合格者					
			総数	(最終合格者の内訳)				
				法科大学院修了	法科大学院(1年)	法科大学院(2年)	法科大学院(3年)	法科大学院中退
愛知学院大法科大学院	5	3						
愛知大法科大学院	15	8						
青山学院大法科大学院	18	12						
大阪学院大法科大学院	13	9						
大阪市立大法科大学院	47	37						
大阪大法科大学院	104	85	5	2		3		
大宮法科大学院大学	40	29	1	1				
岡山大法科大学院	37	32	4			4		
香川大法科大学院	13	7						
学習院大法科大学院	43	34	1	1				
鹿児島大法科大学院	9	7						
神奈川大法科大学院	11	9						
金沢大法科大学院	24	19	1	1				
関西大法科大学院	73	57	1	1				
関西学院大法科大学院	78	66	2	1		1		
関東学院大法科大学院	11	9						
九州大法科大学院	80	59	4			4		
京都産業大法科大学院	10	9						
京都大法科大学院	162	126	24	2		20	2	
近畿大法科大学院	10	8						
熊本大法科大学院	9	6						
久留米大法科大学院	10	7						
慶應義塾大法科大学院	168	141	9	1		8		
甲南大法科大学院	37	25						
神戸学院大法科大学院	10	9						
神戸大法科大学院	92	70	5			5		
國學院大法科大学院	18	13						
駒澤大法科大学院	24	18						
静岡大法科大学院	11	10						
島根大法科大学院	6	6						
首都大東京法科大学院	46	37						
上智大法科大学院	69	52						
信州大法科大学院	13	7						
駿河台大法科大学院	22	17						
成蹊大法科大学院	35	29						
西南学院大法科大学院	14	11						
専修大法科大学院	51	43						
創価大法科大学院	28	20	2			2		
大東文化大法科大学院	27	20						
千葉大法科大学院	42	31						
中央大法科大学院	167	147	7	1		5		1
中京大法科大学院	10	7						
筑波大法科大学院	73	59						
桐蔭横浜大法科大学院	38	27						
東海大法科大学院	9	6						
東京大法科大学院	192	160	15			13	1	1
同志社大法科大学院	76	61	1			1		
東北学院大法科大学院	10	6						
東北大法科大学院	73	53	1			1		
東洋大法科大学院	20	16						
獨協大法科大学院	16	11						
名古屋大法科大学院	55	48	1			1		
南山大法科大学院	19	16	1				1	
新潟大法科大学院	17	12						
日本大法科大学院	72	61	2	1		1		
白鷗大法科大学院	10	8	1	1				
一橋大法科大学院	88	74	15			15		
姫路獨協大法科大学院	5	5						
広島修道大法科大学院	11	8						
広島大法科大学院	31	23	1			1		
福岡大法科大学院	12	8						
法政大法科大学院	65	48	2	1		1		
北海学園大法科大学院	9	7						
北海道大法科大学院	55	46	2	1		1		
明治学院大法科大学院	29	20	1	1				
明治大法科大学院	108	84	2	2				
名城大法科大学院	20	14						
山梨学院大法科大学院	10	9						
横浜国立大法科大学院	32	23						
立教大法科大学院	41	30	1	1				
立命館大法科大学院	89	72	2	1		1		
琉球大法科大学院	11	8						
龍谷大法科大学院	16	11						
早稲田大法科大学院	206	182	10	1		8		1
合計	3,230	2,567	124	21	1	95	4	3

※ 令和3年司法試験予備試験の出願時（令和3年3月）現在
（令和3年5月～令和3年10月の司法試験予備試験受験時には年度が1年加わることとなる。）

令和3年司法試験予備試験受験状況（大学生）

※本データは出願者の自己申告によるものである。

大学名	出願者	受験者	最終合格者				
			総数	(最終合格者の内訳)			
				大学(1年)	大学(2年)	大学(3年)	大学(4年)
東京大学	466	445	81	4	26	20	31
慶應義塾大学	497	452	43	3	10	17	13
早稲田大学	313	291	23		6	9	8
中央大学	573	523	21	1	3	7	10
京都大学	183	175	19		2	8	9
一橋大学	114	106	19	2	5	4	8
大阪大学	100	94	8		1	4	3
同志社大学	114	106	7			5	2
神戸大学	66	60	5			2	3
明治大学	115	104	3			2	1
名古屋大学	51	47	3			2	1
北海道大学	87	81	2		1		1
立命館大学	87	79	2			1	1
東北大学	65	58	2		1	1	
千葉大学	47	43	2				2
広島大学	12	12	2			1	1
法政大学	62	57	1			1	
九州大学	52	50	1				1
関西大学	52	49	1				1
大阪市立大学	32	29	1				1
國學院大學	14	14	1			1	
創価大学	14	13	1		1		
熊本大学	12	10	1				1
新潟大学	9	8	1		1		
信州大学	5	4	1			1	
明海大学	1	1	1				1
日本大学	89	78					
近畿大学	77	51					
上智大学	47	43					
立教大学	38	34					
青山学院大学	26	25					
岡山大学	24	21					
学習院大学	19	15					
放送大学	18	16					
専修大学	15	14					
駒澤大学	15	13					
金沢大学	13	11					
成蹊大学	10	9					
静岡大学	8	7					
首都大学東京（東京都立大学）	8	7					
成城大学	7	7					
愛媛大学	7	5					
三重大学	6	6					
南山大学	5	5					
横浜国立大学	3	3					
東京理科大学	2	2					
小樽商科大学	2	2					
立命館アジア太平洋大学	2	2					
朝鮮大学校	2	2					
山梨学院大学	1	1					
大阪芸術大学	1	1					
京都府立医科大学	1	1					
その他	304	260					
合計	3,893	3,552	252	10	57	86	99

※1 令和3年司法試験予備試験の出願時（令和3年3月）現在
（令和3年5月～令和3年10月の司法試験予備試験受験時には年度が1年加わることとなる。）

※2 短答式試験合格者がいる大学のみ個別に大学名を表示

令和3年司法試験予備試験受験状況（大学別・全体）

※本データは出願者の自己申告によるものである。

大学名	出願者	受験者	最終合格者						
			総数	(最終合格者の内訳)					
				大学卒業	大学(1年)	大学(2年)	大学(3年)	大学(4年)	大学中退
東京大学	851	765	99	18	4	26	20	31	
慶應義塾大学	886	782	50	6	3	10	17	13	1
早稲田大学	858	732	29	5		6	9	8	1
中央大学	1112	939	26	5	1	3	7	10	
京都大学	347	312	22	3		2	8	9	
一橋大学	196	175	22	3	2	5	4	8	
同志社大学	284	234	9	1			5	2	1
大阪大学	185	157	9	1		1	4	3	
神戸大学	145	124	5				2	3	
名古屋大学	81	72	5	2			2	1	
明治大学	354	284	4	1			2	1	
東北大学	136	116	3	1		1	1		
千葉大学	85	74	3	1				2	
北海道大学	155	138	2			1		1	
九州大学	126	110	2	1				1	
立命館大学	215	192	2				1	1	
法政大学	194	154	2	1			1		
大阪市立大学	72	60	2	1				1	
広島大学	44	38	2				1	1	
東京外国語大学	28	25	2	2					
青山学院大学	101	82	1	1					
日本大学	219	169	1	1					
上智大学	110	90	1	1					
立教大学	96	83	1	1					
関西大学	148	122	1					1	
創価大学	40	35	1			1			
成蹊大学	37	29	1	1					
熊本大学	31	24	1					1	
香川大学	23	19	1	1					
新潟大学	24	17	1			1			
國學院大學	46	38	1				1		
信州大学	15	9	1				1		
大阪電気通信大学	3	2	1	1					
ハーバード大学	2	2	1	1					
明海大学	2	2	1					1	
その他	2,228	1,710							
合計	9,479	7,916	315	60	10	57	86	99	3

※1 令和3年司法試験予備試験の出願時（令和3年3月）現在

（令和3年5月～令和3年10月の司法試験予備試験受験時には年度が1年加わることとなる。）

※2 大学生の短答式試験合格者がいる大学又は最終合格者がいる大学のみ個別に大学名を表示

令和3年度法科大学院関係状況調査

教育実施状況に関する調査

集計対象 : 令和3年4月1日時点で学生を募集している法科大学院を持つ大学（35校）

調査基準日 : 令和3年4月1日

1

1. ICTの活用状況

- 各授業の実施状況
- 遠隔授業におけるICT活用の程度
- 授業外でのICTの活用
- ICTを活用した授業で工夫していること
- オンデマンド型の授業で工夫していること
- ICTを活用した授業改善に向けた取組

2. 科目等履修について

- 法曹コースの学生に認めている科目等履修について
- 未修者コース希望者に認めている科目等履修について
- 法曹有資格者に認めている科目等履修について

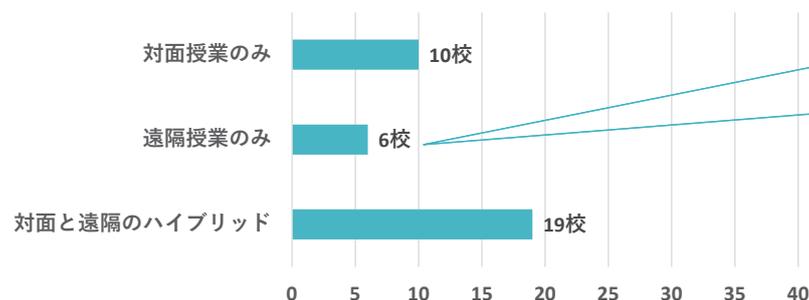
1. ICTの活用状況

令和3年度の各授業科目の実施状況についてお答えください。

(対面のみ、遠隔のみ、その両方を活用など、実施方法の内訳と、そう整理した理由)

A 法律基本科目（基礎）

■ 主たる授業形態

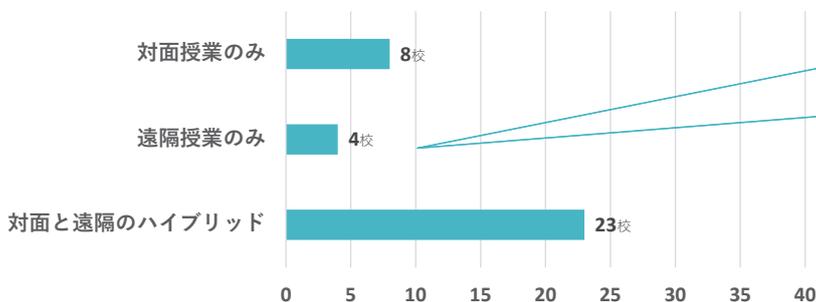


遠隔授業のみの大学（6校）の内訳

同時双方向のみ：4校
オンデマンドのみ：0校
同時双方向とオンデマンドの複合：1校
その他：1校

B 法律基本科目（応用）

■ 主たる授業形態



遠隔授業のみの大学（4校）の内訳

同時双方向のみ：2校
オンデマンドのみ：0校
同時双方向とオンデマンドの複合：1校
その他：1校

3

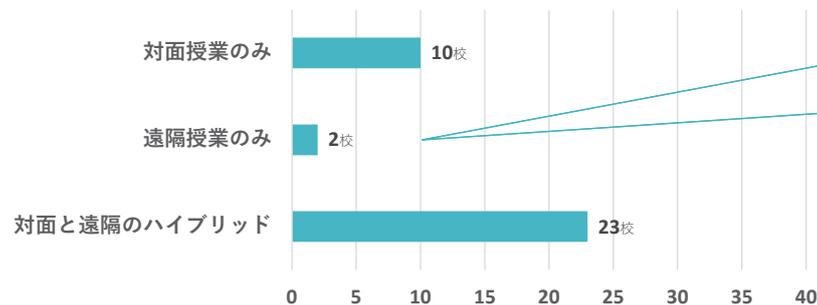
1. ICTの活用状況

令和3年度の各授業科目の実施状況についてお答えください。

(対面のみ、遠隔のみ、その両方を活用など、実施方法の内訳と、そう整理した理由)

C 法律実務基礎科目

■ 主たる授業形態

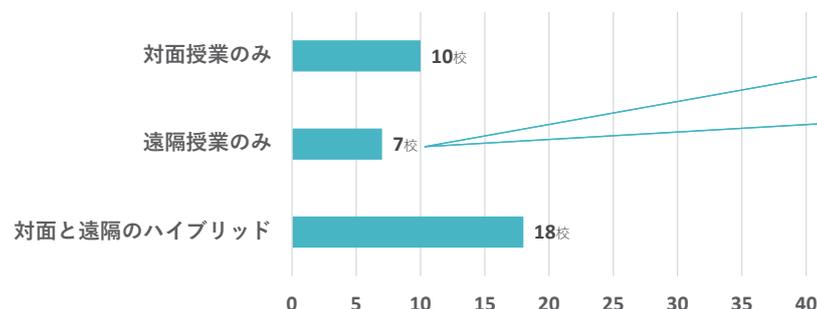


遠隔授業のみの大学（2校）の内訳

同時双方向のみ：1校
オンデマンドのみ：0校
同時双方向とオンデマンドの複合：1校
その他：0校

D 基礎法学・隣接科目

■ 主たる授業形態



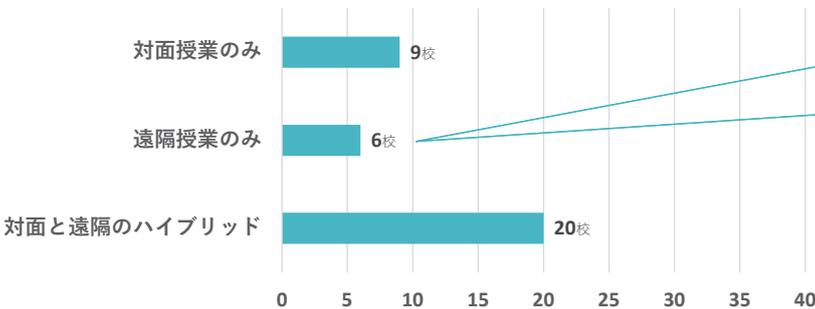
遠隔授業のみの大学（7校）の内訳

同時双方向のみ：4校
オンデマンドのみ：0校
同時双方向とオンデマンドの複合：2校
その他：1校

1. ICTの活用状況

令和3年度の各授業科目の実施状況についてお答えください。
 (対面のみ、遠隔のみ、その両方を活用など、実施方法の内訳と、そう整理した理由)

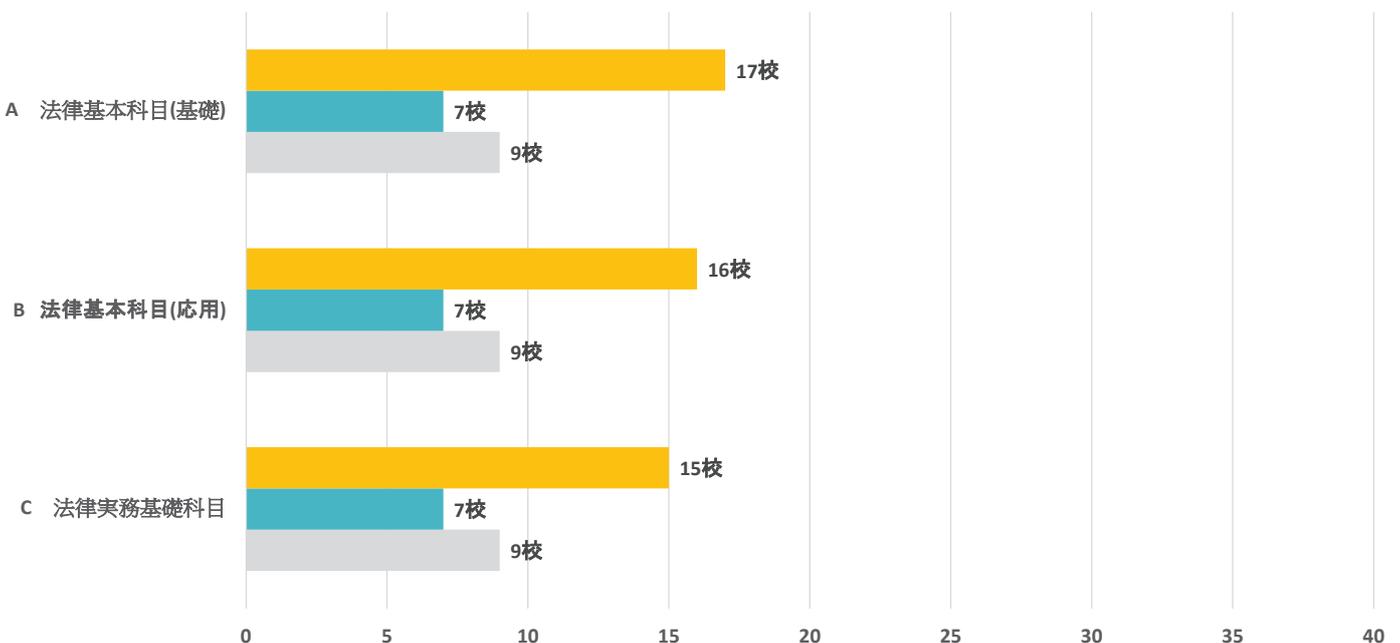
E 展開・先端科目 ■ 主たる授業形態



遠隔授業のみの大学（6校）の内訳
 同時双方向のみ：4校
 オンデマンドのみ：0校
 同時双方向とオンデマンドの複合：1校
 その他：1校

1. ICTの活用状況

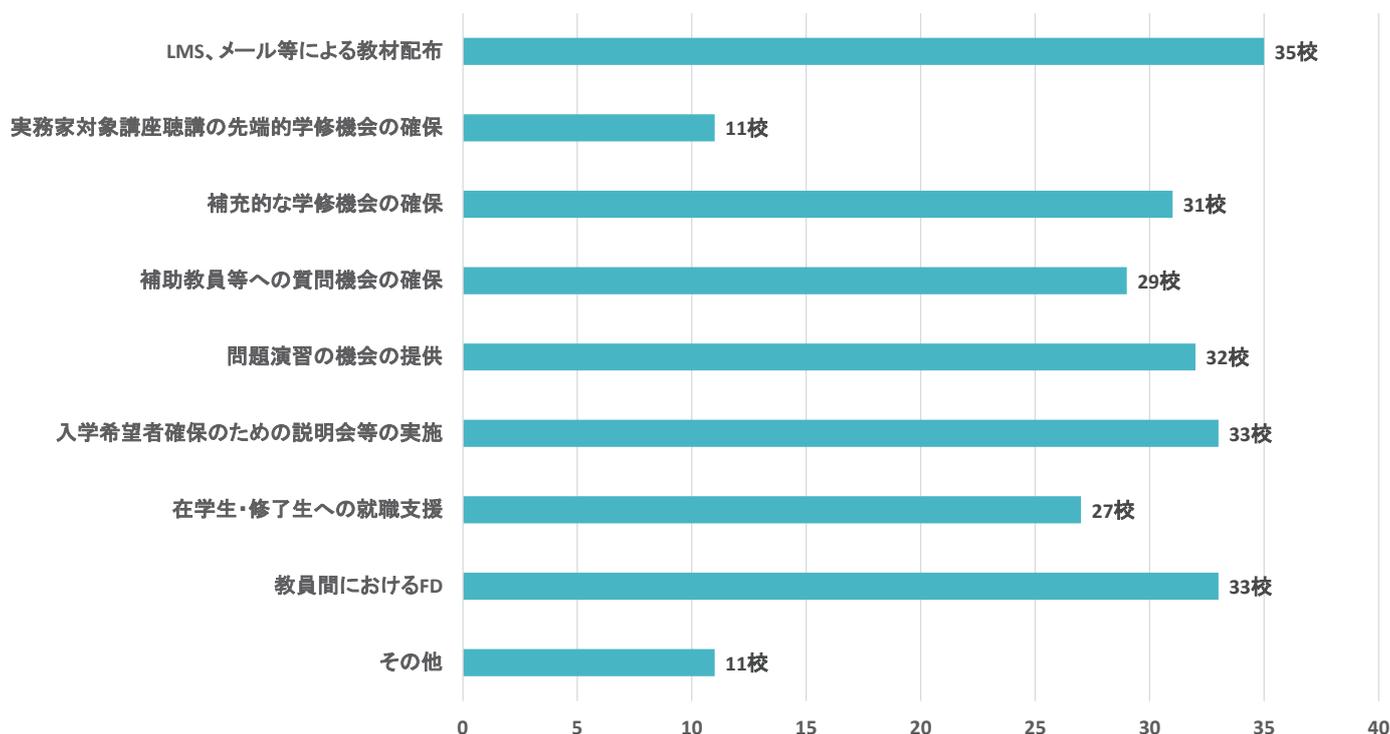
遠隔授業においてどの程度ICTを活用しているのか回答してください。(各項目につき、選択回答式)



■ 面接授業や同時双方向型の遠隔授業の欠席者や復習のための補助的な方法として、ICTをほとんどの科目で活用している大学
 ■ 面接授業や同時双方向型の遠隔授業において予習用教材として、ICT(オンデマンド教材)をほとんどの科目で活用している大学
 ■ 面接授業や同時双方向型の遠隔授業において授業時間中に教材としてICTをほとんどの科目で活用している大学

1. ICTの活用状況

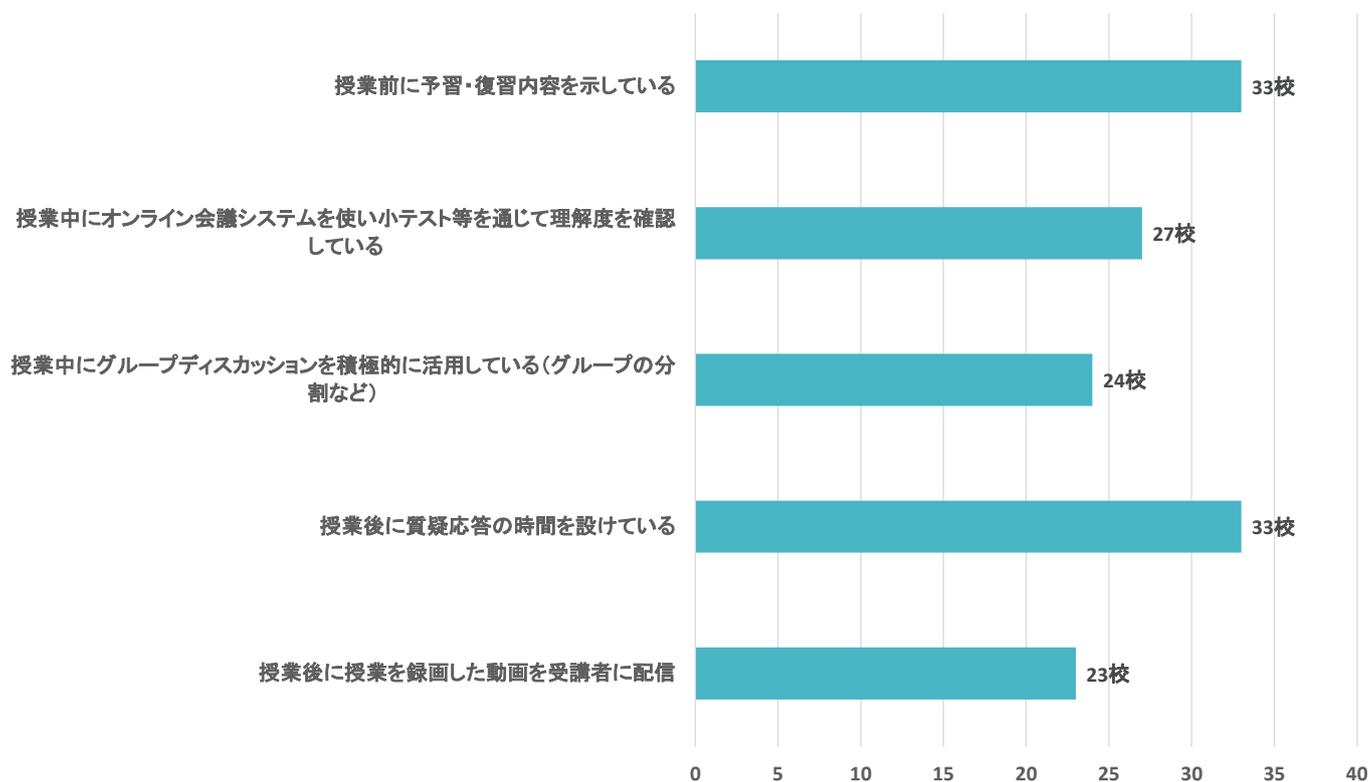
授業外でICTを活用してどのような取組を実施したのか回答してください。
(各項目につき、「○」「×」選択式)



7

1. ICTの活用状況

同時双方向型の授業時に工夫している項目を選択回答してください。
(各項目につき、「○」「×」選択式)

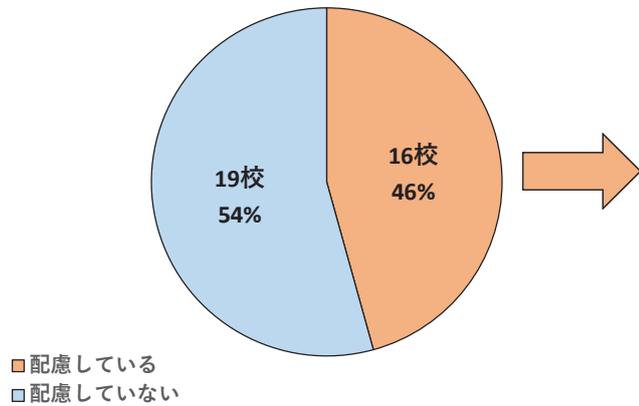


8

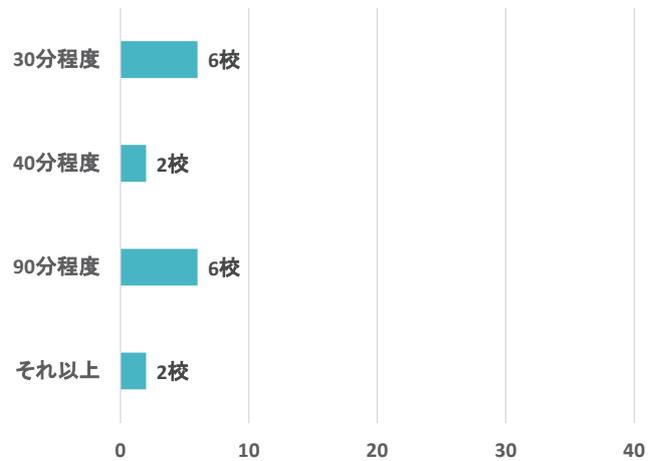
1. ICTの活用状況

オンデマンド型の授業時に工夫している項目を選択回答してください。（「○」「×」選択式）

■ 一つの動画の配信が長時間にならないよう配慮している大学



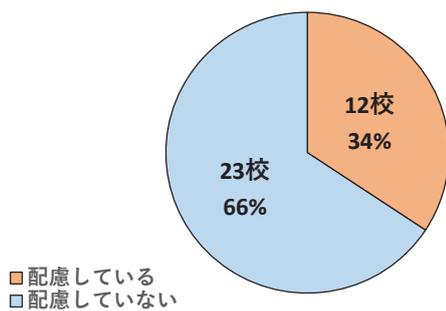
配慮している大学（16校）のうち、その概ねの時間



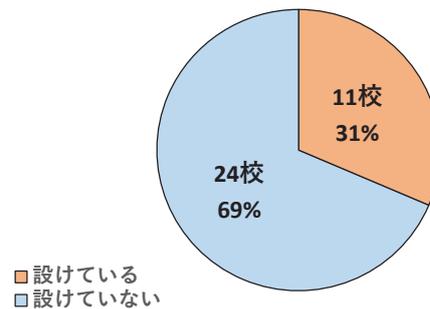
1. ICTの活用状況

オンデマンド型の授業時に工夫している項目を選択回答してください。（「○」「×」選択式）

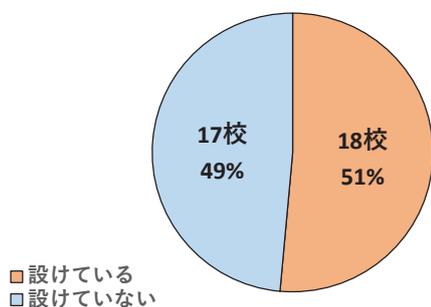
■ 通信量の軽減について配慮している大学



■ 学生の動画視聴状況を確認できる体制を設けている大学（全15回講義の視聴状況の確認等）



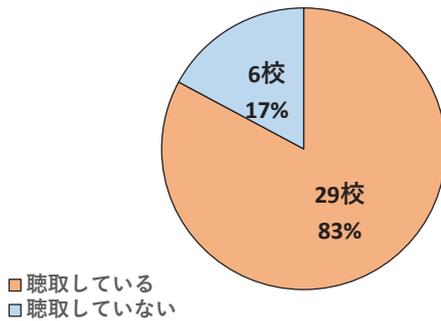
■ 学生の理解度を確認するため、確認テストやレポート提出等を設けている大学



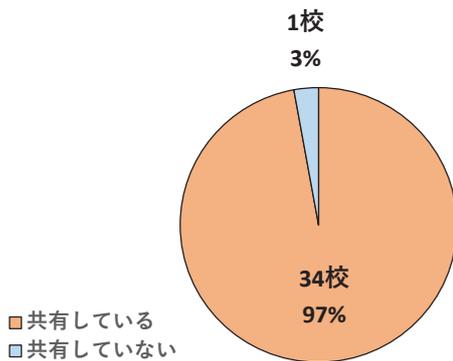
1. ICTの活用状況

ICTを活用した授業改善に向けた取組について回答ください。(「○」「×」選択式)

■ 学生にオンライン授業の改善点を定期的に聴取している大学



■ FDの一環として、教員間でオンライン授業の工夫例を共有している大学

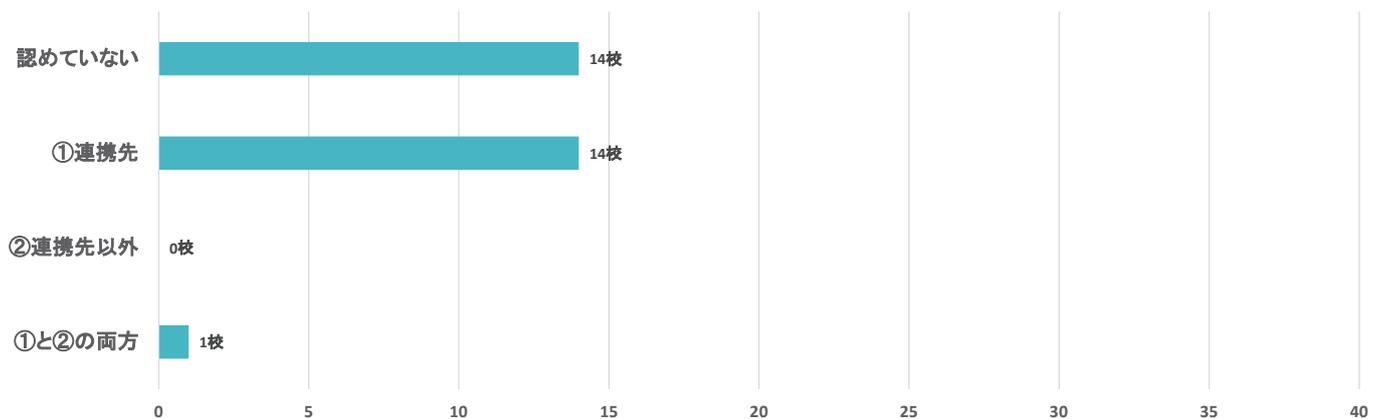


11

2. 科目等履修について

法曹コースの学生について、科目等履修を認めているか回答してください。
調査対象：法科大学院を設置しており、法曹コースをもつ29大学

■ 次の法曹コースの学生に科目等履修を認めている



2. 科目等履修について

法曹コースの学生に認めている科目等履修

<主な授業科目> 基礎法学・隣接科目や展開・先端科目が多く見受けられる。

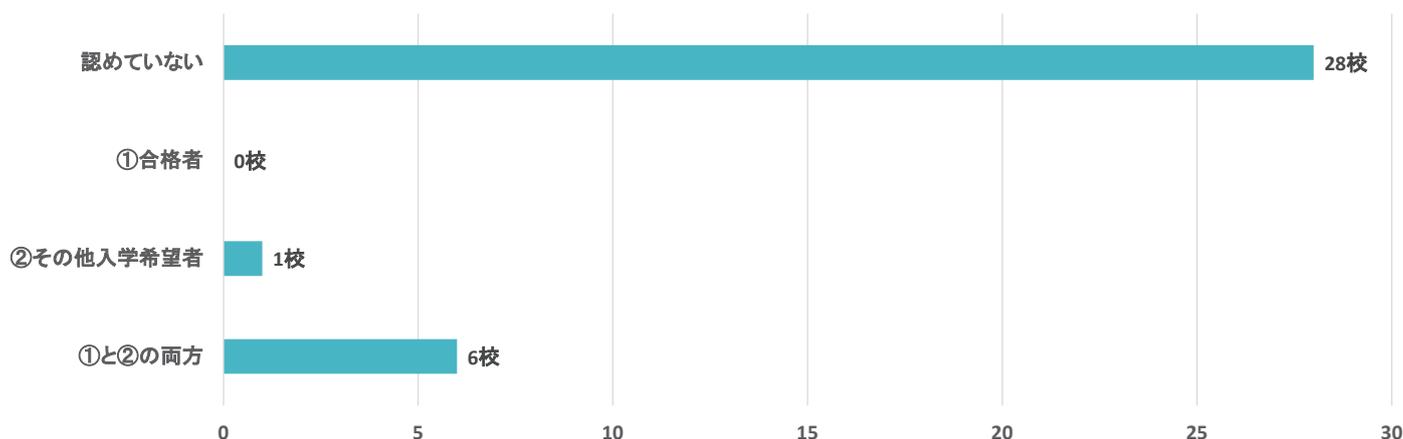
- 北海道大学：〔基礎・隣接〕西洋法史、政策分析
〔展開・先端〕知的財産法B
- 東北大学：〔展開・先端〕環境法Ⅱ、実務国際私法Ⅰ、実務国際法Ⅱ
- 東京大学：〔基礎・隣接〕現代アメリカ法Ⅰ
〔展開・先端〕国際取引法、地方自治法、裁判外紛争処理法
英語で学ぶ法と実務Ⅰ、Ⅱ、立法学
- 名古屋大学：〔基礎・隣接〕法哲学、法制史
〔展開・先端〕租税法Ⅰ
- 大阪大学：〔法律基本(応用科目)〕憲法応用、行政法応用Ⅰ、Ⅱ
- 創価大学：〔基礎・隣接〕法哲学、〔展開・先端〕国際法、〔法律実務基礎〕実務法学入門

13

2. 科目等履修について

法学未修者コース入学希望者にどのような授業科目で科目履修を認めているか回答してください。

■ 法学未修者コース入学希望者に科目等履修を認めている



法学未修者の学生に認めている科目等履修

<主な授業科目>

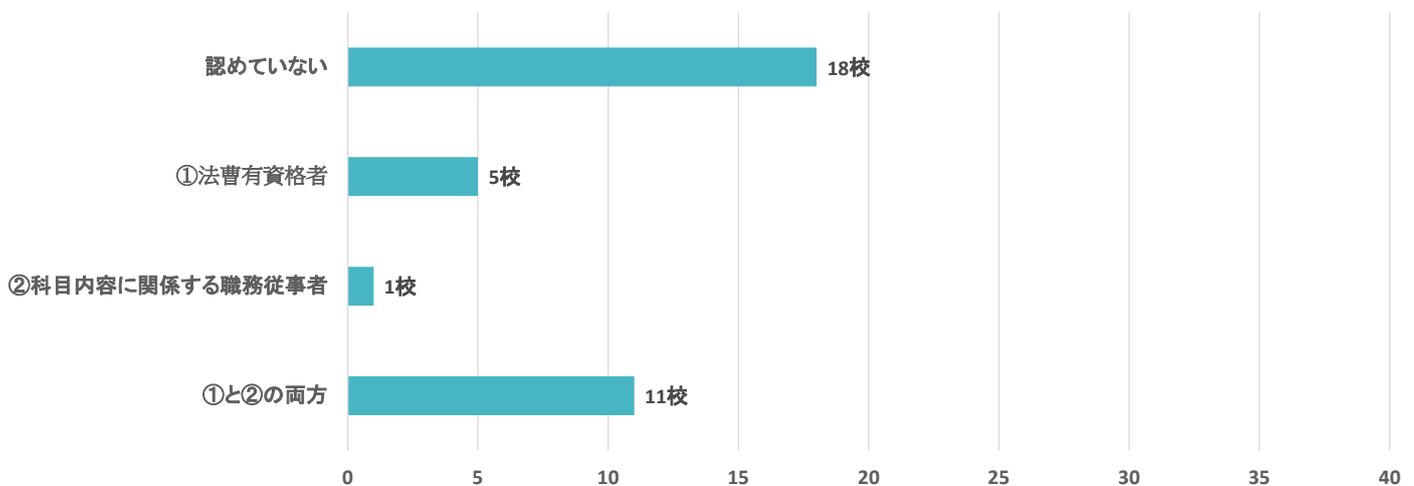
- 筑波大学
〔法律基本〕憲法Ⅰ-A、基礎ゼミⅠ
- 琉球大学、福岡大学
対象科目は特に指定なし
- 創価大学
〔実務基礎〕実務法学入門、〔基礎・隣接〕法哲学、〔展開・先端〕国際法

14

2. 科目等履修について

法曹有資格者等について、どのような授業科目で科目履修を認めているか回答してください。

■ 法曹有資格者等に科目等履修を認めている ※法曹有資格者には司法試験合格者も含む



<科目履修を認めている大学の実績>

○令和2年度実績で、法曹有資格者を受け入れた人数

筑波大学：1名（英文法律文書作成）

慶應義塾大学：12名

○科目内容に関する職務従事者を受け入れた人数

東京大学：2名（倒産処理研究、地方自治法）

関西学院大学：1名（会社法）

慶應義塾大学：1名

15

2. 科目等履修について

法曹有資格者の学生に認めている科目等履修

<主な授業科目>

(法曹有資格者を対象)

- 東北大学：実務知的財産法、子供と法演習
- 大阪大学：倒産法基礎、倒産法応用、倒産法演習
- 神戸大学：商取引法、法文化、法思想、他
- 早稲田大学：著作権法、特許法、著作権等紛争処理法
- 関西大学：労働法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、中国ビジネス法講義Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、倒産法Ⅰ、Ⅱ、他

(法曹有資格者及び科目に関する職業従事者を対象)

- 筑波大学：英文法律文書作成、金融商品取引法、少年法
- 東京大学：国際人権法、倒産処理研究、地方自治法、英語で学ぶ法と実務Ⅱ、労働法演習
- 琉球大学：対象科目は特に指定なし
- 慶應義塾大学：租税法、労働法、知的財産法、経済法、環境法、倒産法
- 駒澤大学：憲法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、行政法、民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、商法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、他
- 日本大学：労働法Ⅰ、Ⅱ、経済法、国際私法Ⅰ、Ⅱ、知的財産法Ⅰ、Ⅱ、倒産法Ⅰ、Ⅱ、租税法、医療と法、法医学
- 愛知大学：対象科目は特に指定なし

(科目に関する職業従事者を対象)

- 関西学院大学：ほぼ全ての開講科目

令和3年度法科大学院関係状況調査

法学未修者教育に関する調査

集計対象 : 令和3年4月1日時点で学生を募集している法科大学院を持つ大学 (35校)

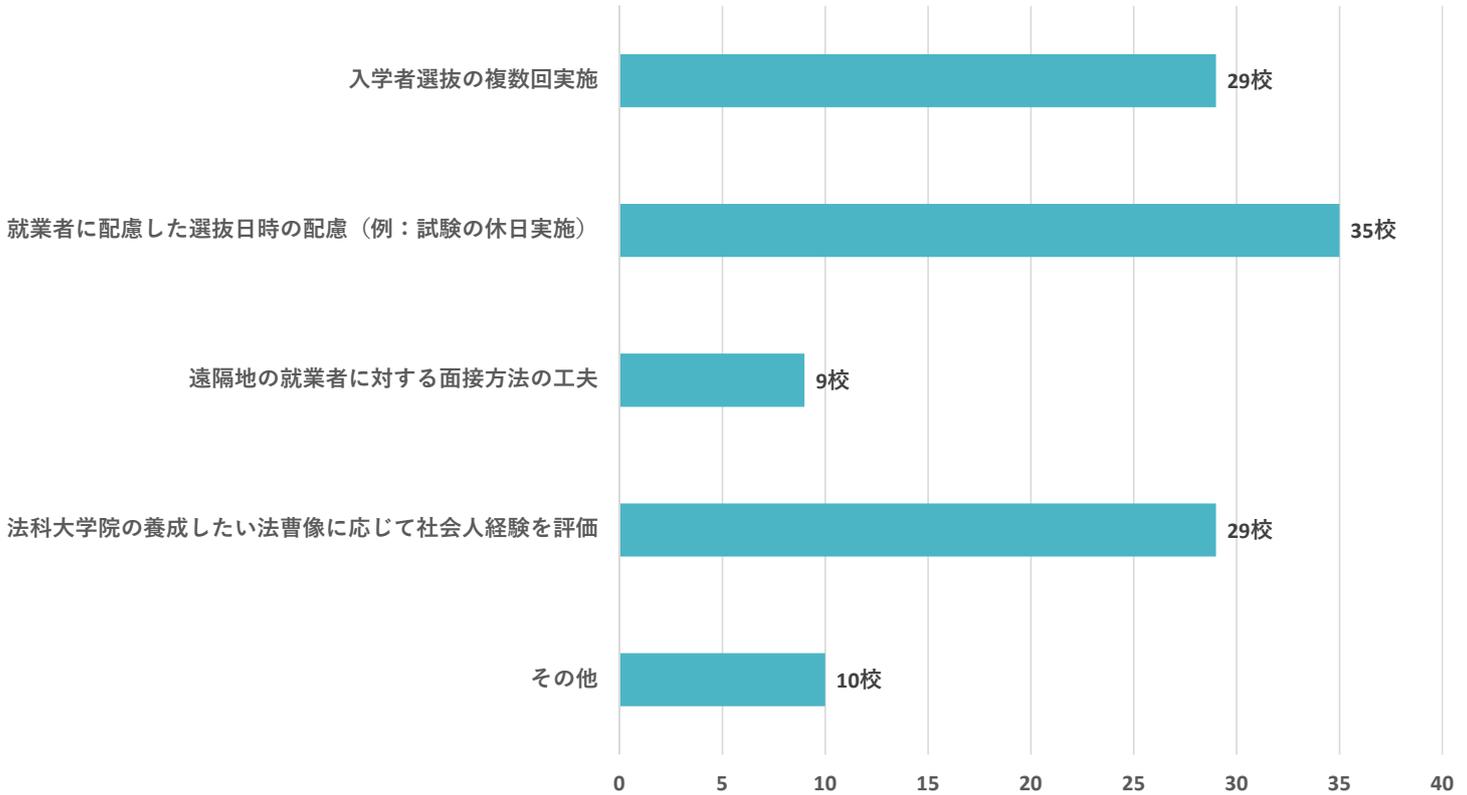
調査基準日 : 令和3年4月1日

1

-
1. 入学者選抜における配慮
 2. カリキュラム・授業内容や方法等における工夫・改善
 3. 正規の教育課程外の支援
 4. 長期履修
 5. 有職社会人のための環境整備
 6. 法科大学院修了後の支援

1. 入学者選抜における配慮

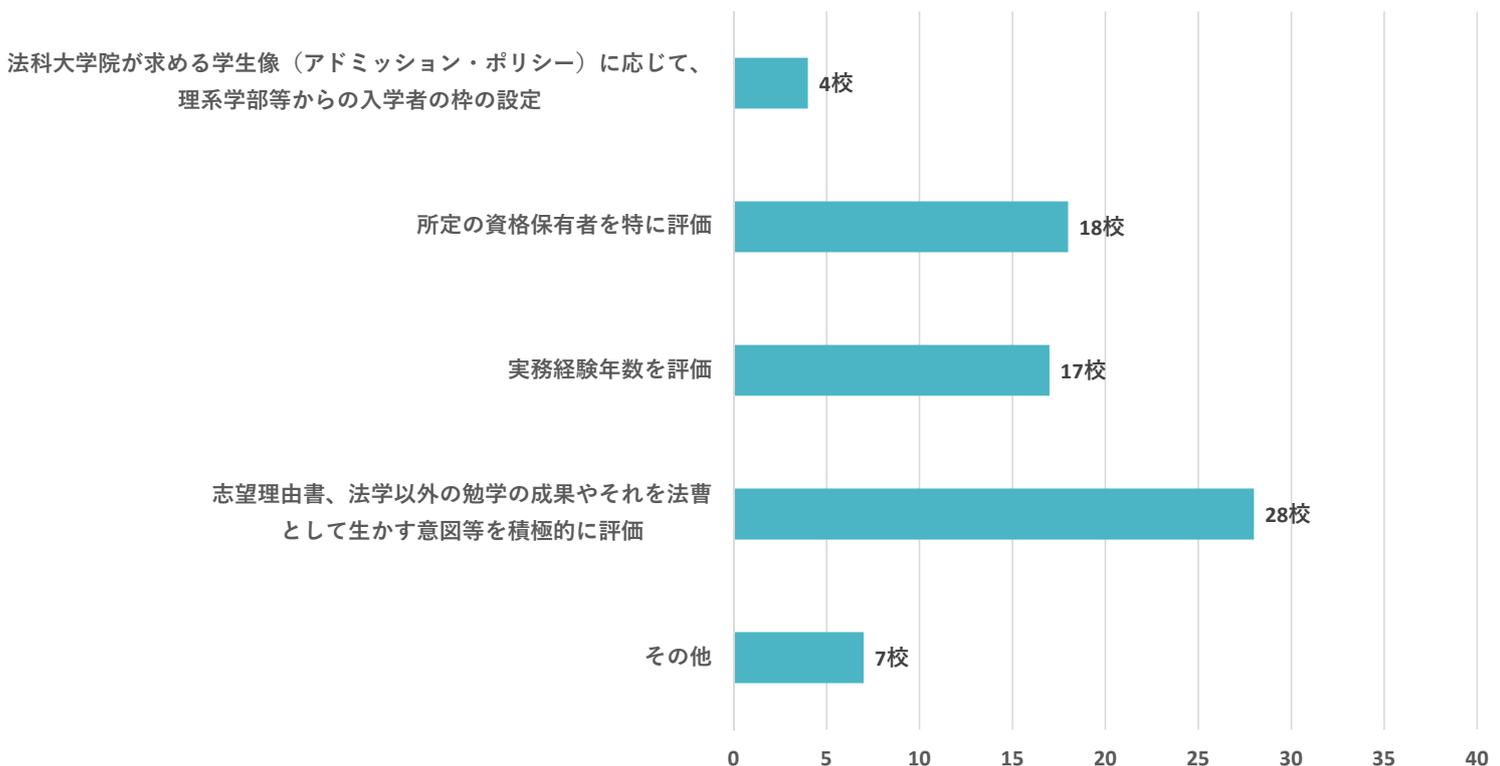
令和3年度入学者選抜の実施に関して、就業者その他の職業経験を有する者であって法科大学院に入学しようとする者に行った配慮について回答してください。（「○」「×」選択式）



3

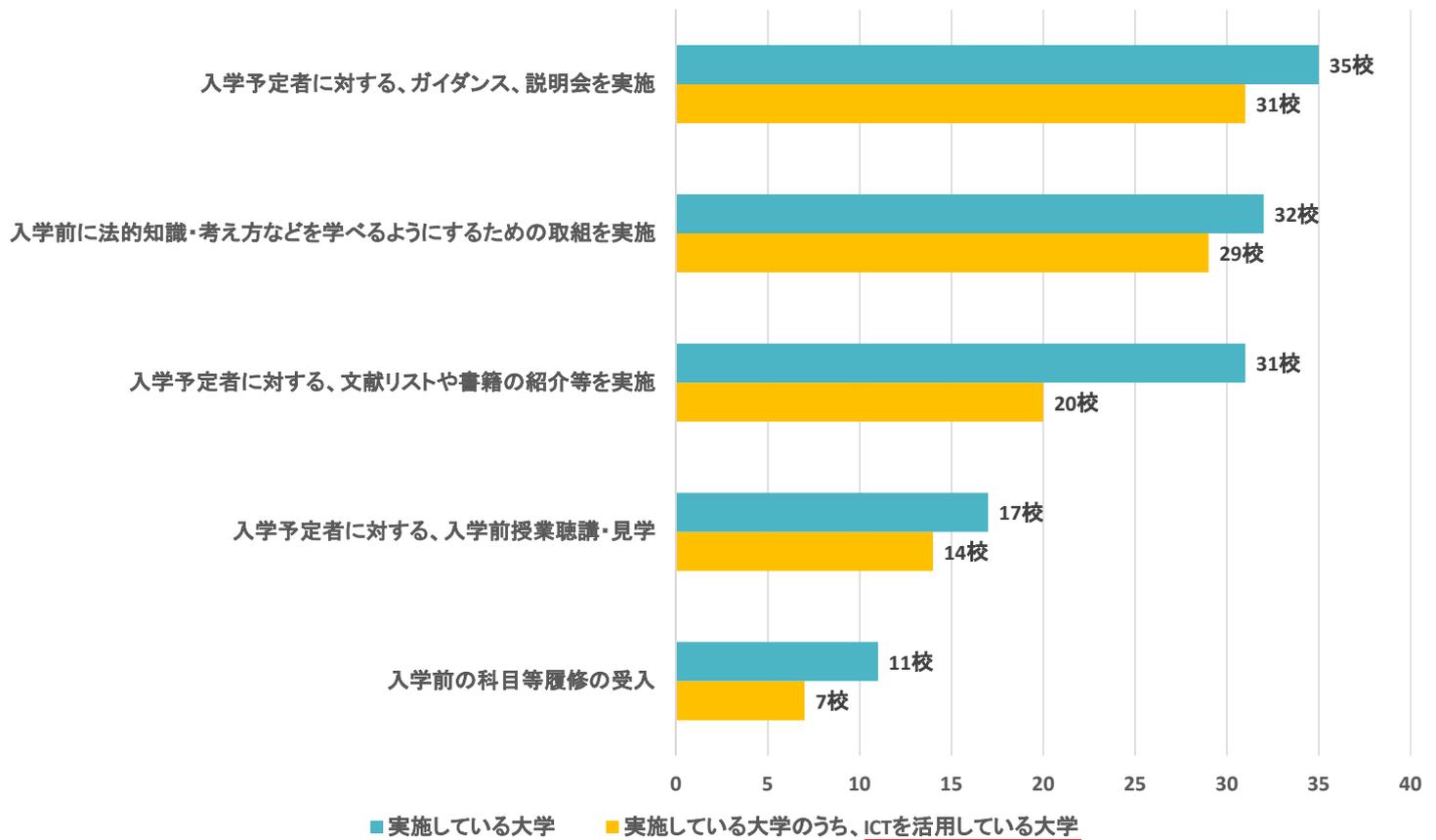
1. 入学者選抜における配慮

令和3年度入学者選抜の実施に関して法学を履修する課程以外の大学の課程を修了して法科大学院に入学しようとする者に行った配慮について回答してください。（「○」「×」選択式）



2. カリキュラム・授業内容や方法等における工夫・改善

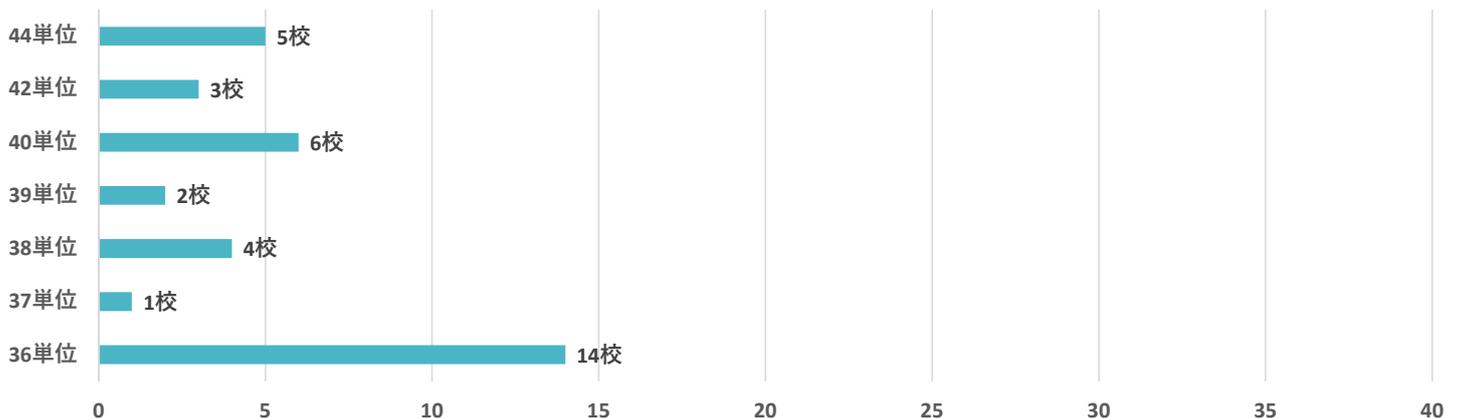
入学前の導入教育等の状況について（「○」「×」選択式）



5

2. カリキュラム・授業内容や方法等における工夫・改善

未修1年次の履修登録単位数の上限の状況を記載してください。



- 44単位の大学（5校）**：千葉大学、※上智大学、創価大学、早稲田大学、愛知大学
42単位の大学（3校）：金沢大学、明治大学、関西学院大学
40単位の大学（6校）：大阪大学、神戸大学、岡山大学、東京都立大学、南山大学、福岡大学
39単位の大学（2校）：大阪市立大学、専修大学
38単位の大学（4校）：名古屋大学、九州大学、琉球大学、駒澤大学
37単位の大学（1校）：立命館大学
36単位の大学（14校）：北海道大学、東北大学、筑波大学、東京大学、一橋大学、京都大学、広島大学、学習院大学、慶應義塾大学、中央大学、日本大学、法政大学、同志社大学、※関西大学

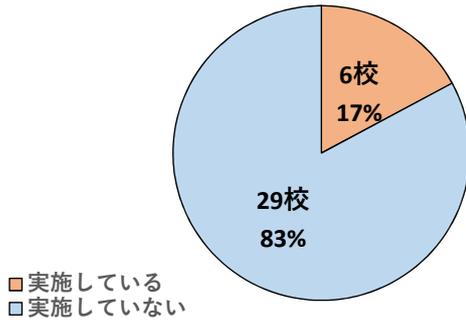
※上智大学：未修1年次の履修登録単位数の上限について、原則36単位だがこの上限に含まない除外科目がいくつかあり、それを含めても最大で44単位は超えられないため、44単位と回答。

※関西大学：本研究科が認めた者については、44単位を限度として履修を届け出ることができる。

6

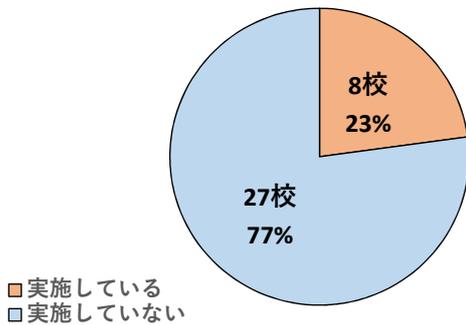
2. カリキュラム・授業内容や方法等における工夫・改善

法科大学院の法律基本科目と学部におけるこれに相当する科目の共同開講を実施していますか。
 (「○」「×」選択式)

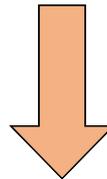


実施している大学 (6校)
 岡山大学、広島大学、琉球大学、慶應義塾大学、創価大学、愛知大学

複数の法科大学院が連携して未修者教育を実施していますか。 (「○」「×」選択式)

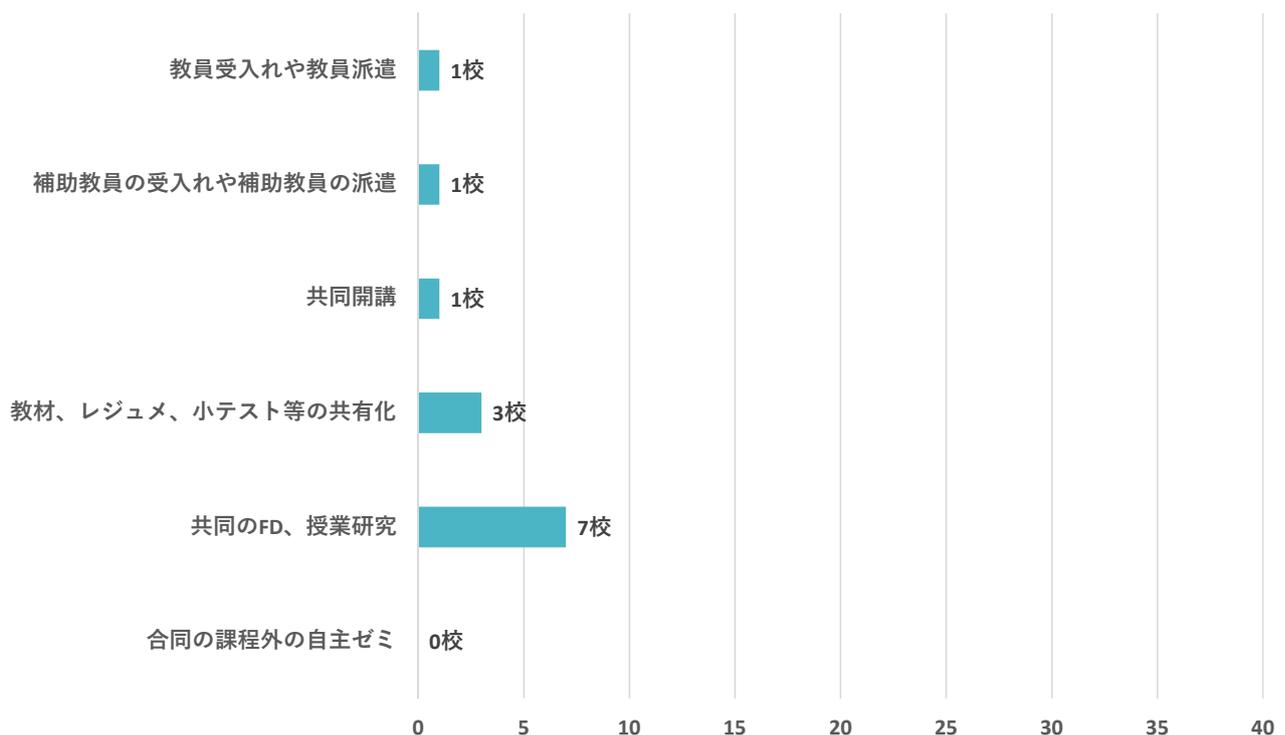


実施している大学 (8校)
 筑波大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、広島大学、九州大学、同志社大学、関西学院大学



7

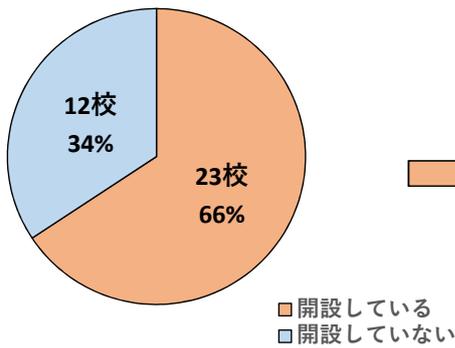
■ 他の法科大学院と連携して、未修者教育を実施している大学 (8校) が行っていること
 (複数回答可)



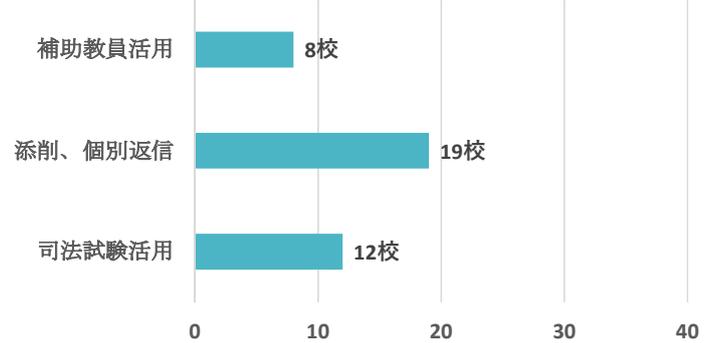
2. カリキュラム・授業内容や方法等における工夫・改善

1年次に教育課程内で法的な推論、分析、構成及び論述能力等を育成するための科目を開設していますか。
 (「○」「×」選択式)

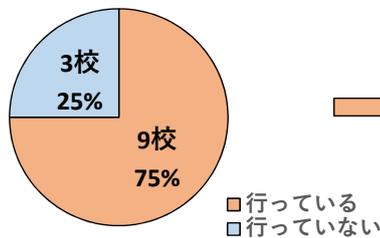
■ 事例分析に関する科目を開設している大学



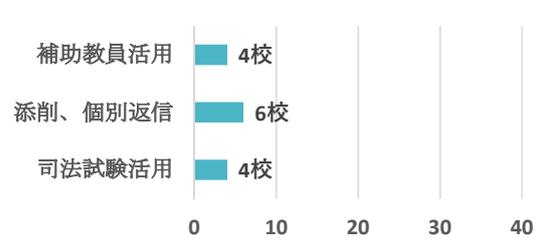
肯定的に回答した大学 (23校) のうち、何をやっているか
 【複数選択可】



■ 事例分析に関する科目を開設していない大学 (12校) のうち、授業内で工夫して論述能力の育成を行っている大学



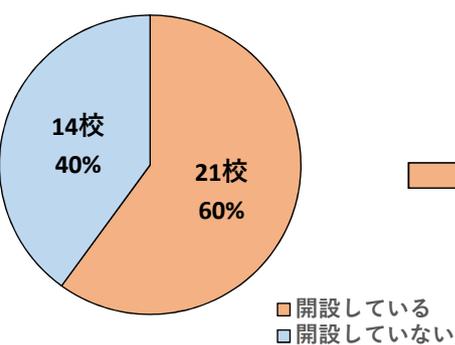
肯定的に回答した大学 (9校) のうち、何をやっているか
 【複数選択可】



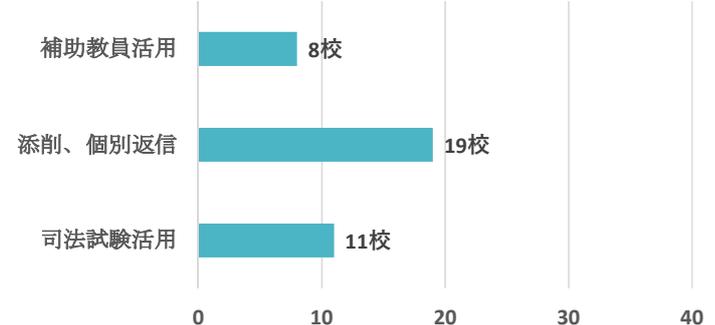
2. カリキュラム・授業内容や方法等における工夫・改善

1年次に教育課程内で法的な推論、分析、構成及び論述能力等を育成するための科目を開設していますか。
 (「○」「×」選択式)

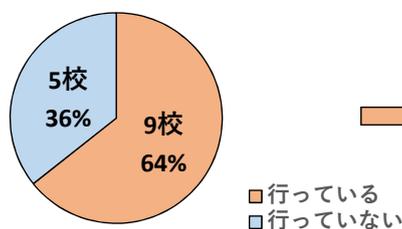
■ 法文書の作成に関する科目を開設している大学



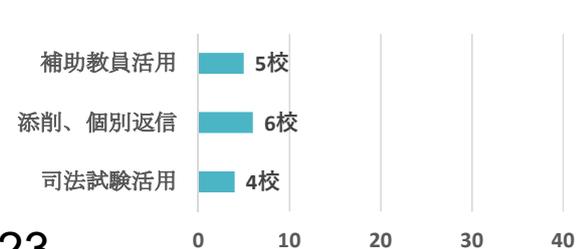
肯定的に回答した大学 (21校) のうち、何をやっているか
 【複数選択可】



■ 法文書の作成に関する科目を開設していない大学 (14校) のうち、授業内で工夫して論述能力の育成を行っている大学



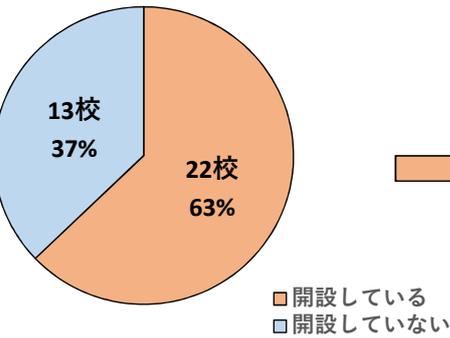
肯定的に回答した大学 (9校) のうち、何をやっているか
 【複数選択可】



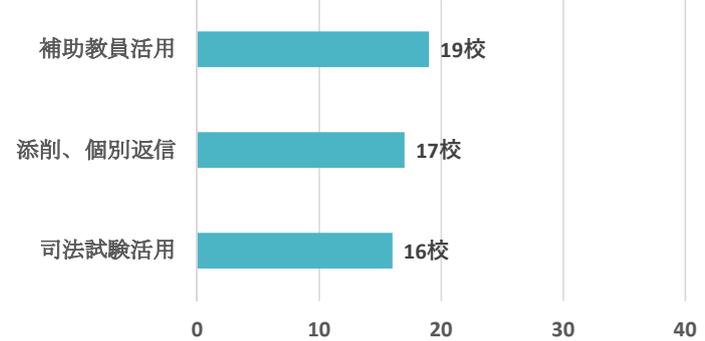
2. カリキュラム・授業内容や方法等における工夫・改善

1年次に教育課程外で法的な推論、分析、構成及び論述能力等を育成するための科目を開設していますか。
 (「○」「×」選択式)

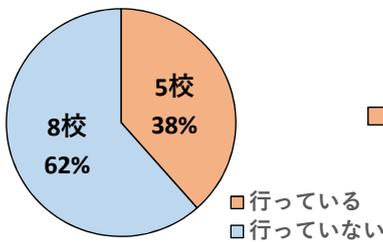
■ 事例分析に関する科目を開設している大学



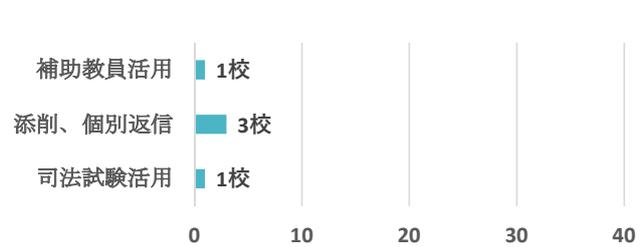
肯定的に回答した大学 (22校) のうち、何をやっているか
 【複数選択可】



■ 事例分析に関する科目を開設していない大学 (13校) のうち、授業内で工夫して論述能力の育成を行っている大学



肯定的に回答した大学 (5校) のうち、何をやっているか
 【複数選択可】

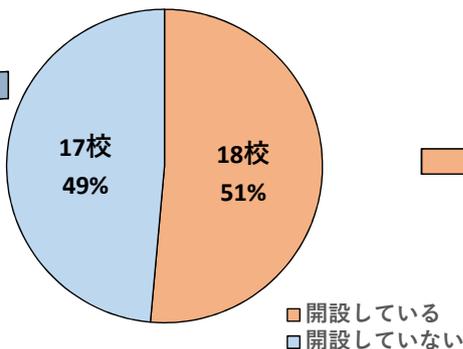


11

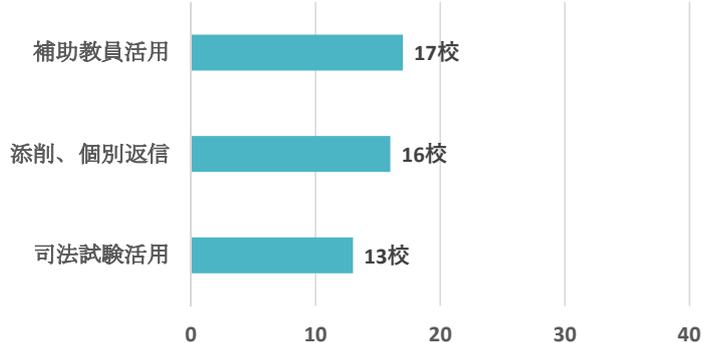
2. カリキュラム・授業内容や方法等における工夫・改善

1年次に教育課程外で法的な推論、分析、構成及び論述能力等を育成するための科目を開設していますか。
 (「○」「×」選択式)

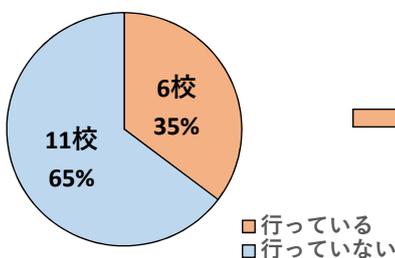
■ 法文書の作成に関する科目を開設している大学



肯定的に回答した大学 (18校) のうち、何をやっているか
 【複数選択可】



■ 法文書の作成に関する科目を開設していない大学 (17校) のうち、授業内で工夫して論述能力の育成を行っている大学

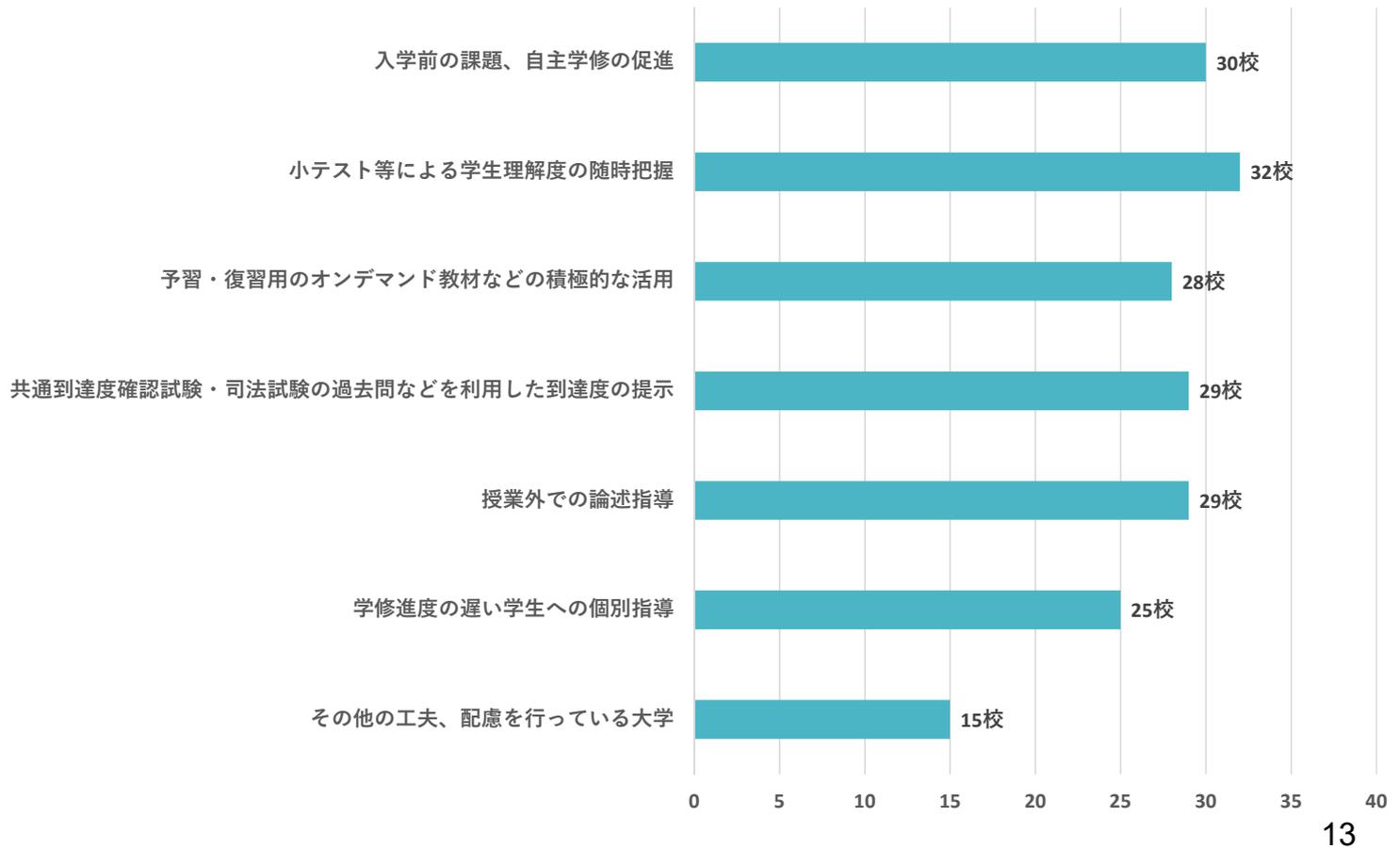


肯定的に回答した大学 (6校) のうち、何をやっているか
 【複数選択可】



2. カリキュラム・授業内容や方法等における工夫・改善

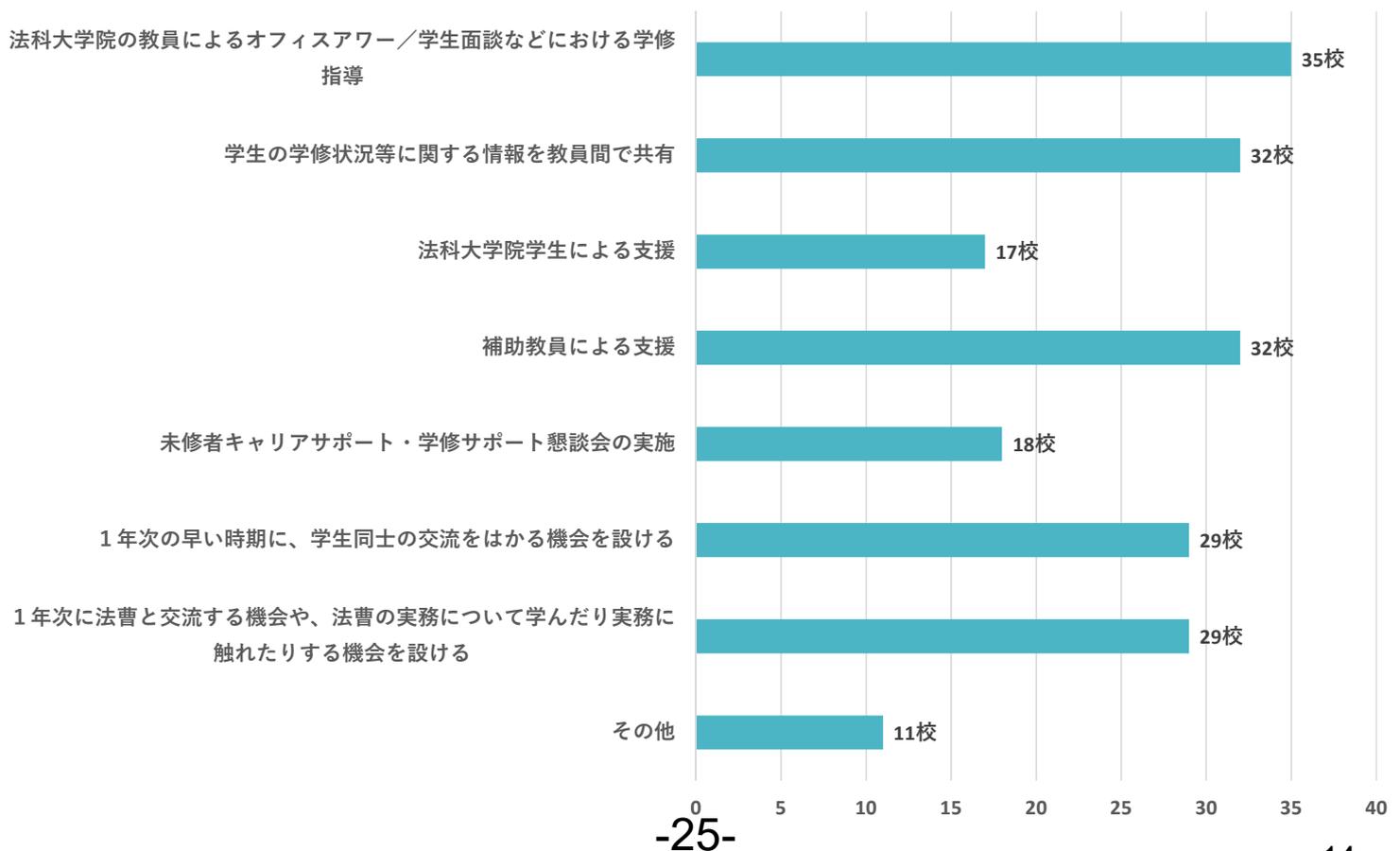
法学未修者1年次教育課程内において、工夫、配慮していることを回答してください。
(「○」「×」選択式)



13

3. 正規の教育課程外の支援

法学未修者1年次教育課程外の体制の充実として以下のことが行われていますか。(「○」「×」選択式)

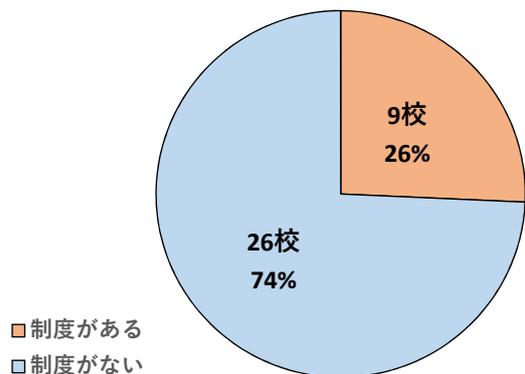


-25-

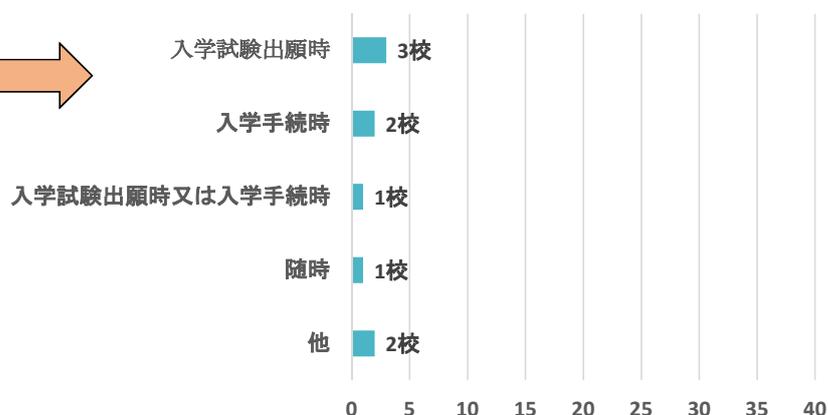
14

4. 長期履修

■ 法科大学院独自の長期履修制度がある大学 (「○」「×」選択式)



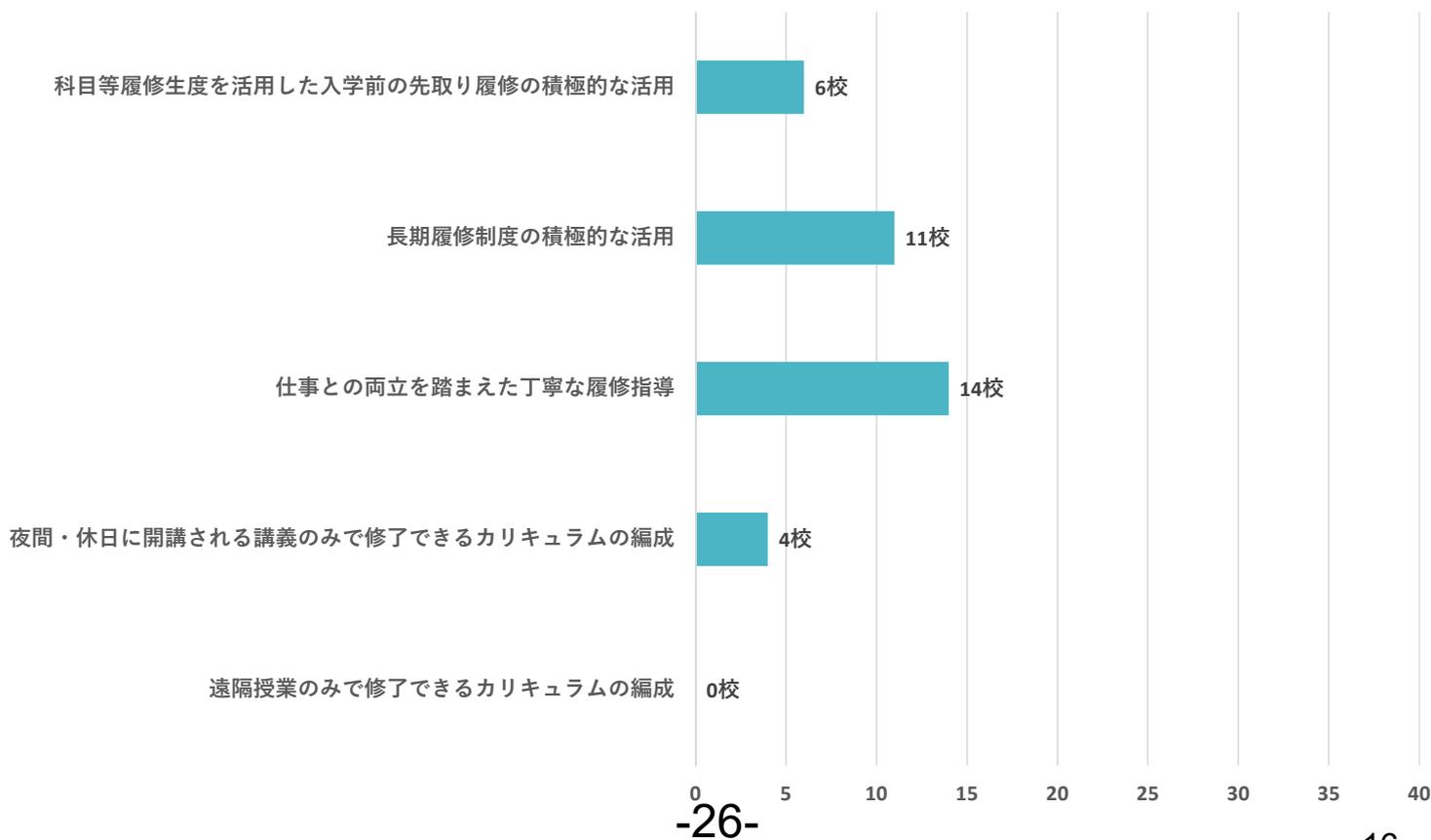
法科大学院独自の長期履修制度がある大学（9校） のうち、長期履修の申請時期について



15

5. 有職社会人のための環境整備

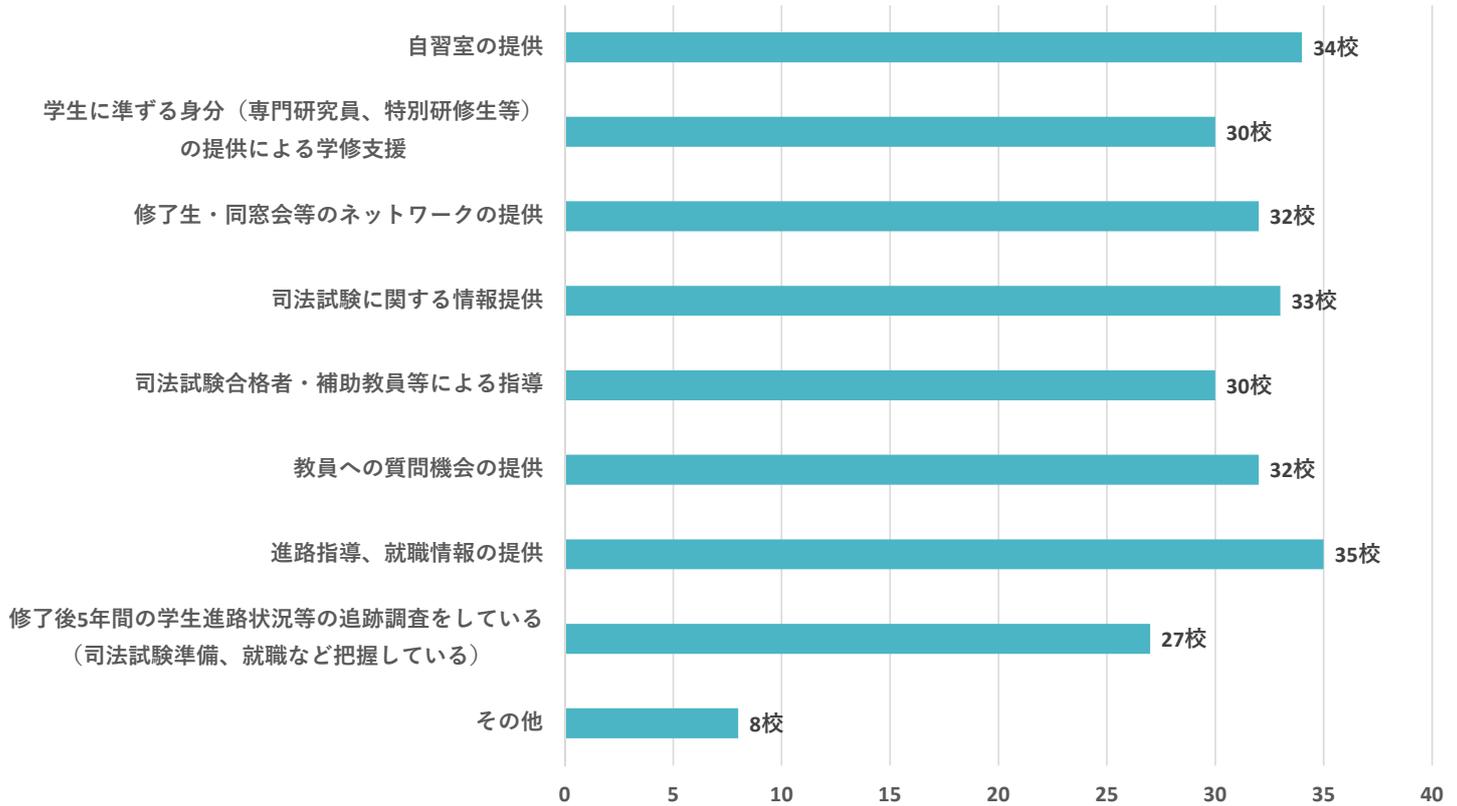
有職社会人が学びやすい環境整備のために取り組んでいるものがあれば回答してください (「○」「×」選択式)



6. 法科大学院修了後の支援

法科大学院修了後の支援に当てはまるものがあれば回答してください（「○」「×」選択式）

■ 修了後5年間の学生進路状況等の追跡調査をしている大学（司法試験準備、就職など把握している）



令和3年度法科大学院関係状況調査

補助教員の活用に関する調査

集計対象 : 令和3年4月1日時点で学生を募集している法科大学院を持つ大学（35校）

調査基準日 : 令和3年4月1日

1

-
1. 補助教員の人数
 2. 補助教員の属性
 3. 補助教員の業務
 4. 補助教員の経費負担
 5. 補助教員の支援
 6. 法科大学院執行部、担当教員、補助教員の連携
 7. 担当教員と補助教員の連携
 8. その他

1. 補助教員の人数

補助教員の人数を回答してください。

■ 補助教員の人数（単位：人）

大学名	補助教員数	(参考) 入学定員	大学名	補助教員数	(参考) 入学定員
北海道大学	29	50	学習院大学	1	30
東北大学	5	50	慶應義塾大学	30	220
筑波大学	38	36	駒澤大学	5	36
千葉大学	8	40	上智大学	26	40
東京大学	33	230	専修大学	6	28
一橋大学	30	85	創価大学	16	28
金沢大学	27	15	中央大学	50	200
名古屋大学	21	50	日本大学	2	60
京都大学	12	160	法政大学	4	30
大阪大学	19	80	明治大学	24	40
神戸大学	35	80	早稲田大学	114	200
岡山大学	8	24	愛知大学	9	20
広島大学	20	20	南山大学	8	20
九州大学	6	45	同志社大学	45	70
琉球大学	10	16	立命館大学	25	70
東京都立大学	9	40	関西大学	40	40
大阪市立大学	18	30	関西学院大学	20	30
			福岡大学	6	20

【調査票Gで御案内していた補助教員の補足事項】

補助教員について法令上明確な定義はありませんが、本調査においては、アカデミック・アドバイザー、チューター等の名称にかかわらず、法科大学院在校生や司法試験受験勉強中の修了生の学修を支援するために実施されている教育課程内外における取組に従事する者を幅広く含めて考えています。また、告示や通知に規定されている「研究指導補助教員（※1）」や「指導補助者（※2）」を意味するものではなく、学生や教員を除く法科大学院修了生、司法修習生、弁護士等を幅広く含む趣旨です。

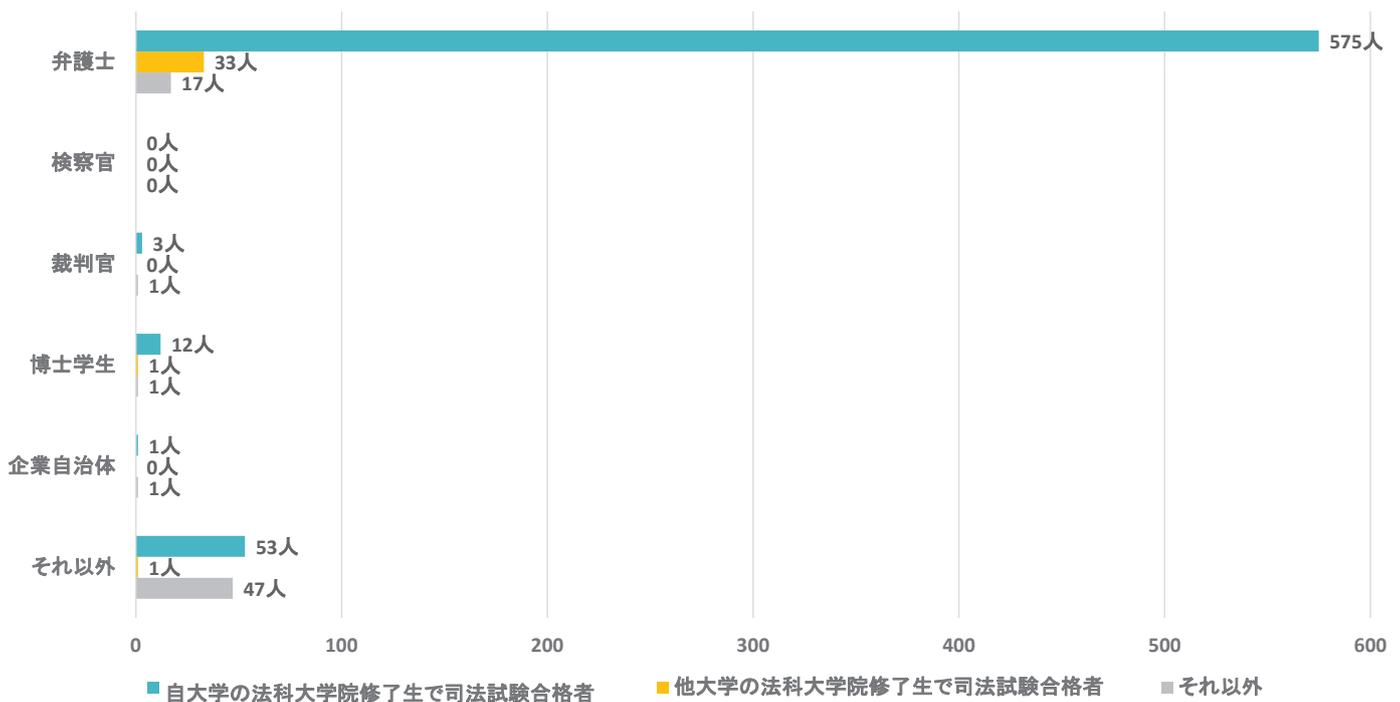
<補助教員に含まれない者の例>・法科大学院在学者
<補助教員に含まれる者の例>・アカデミック・アドバイザー、チューター、教育補助講師、メンター、アドバイザー、ティーチング・アシスタント等の名称にかかわらず、授業の補助、学修・生活相談、課外のゼミ等の学修支援を実施している者

※1…研究指導補助教員 研究指導の補助を行い得る教員（平成19年文部省告示第175号）
※2…指導補助者 当該授業を行う教員の補助として、当該教員の指導計画の下で、当該教員と密接な連絡をとりつつ学生等に対して質疑応答等の指導を行う者を指し、当該授業の分野に係る学士以上の学位を有しているなどこれらの指導を十分に行い得る資質能力を有する者（平成19年文部科学省高等教育局長 通知19 文科高第281号）

3

2. 補助教員の属性

補助教員の属性と現在の職業等について回答して下さい。（単位：人）

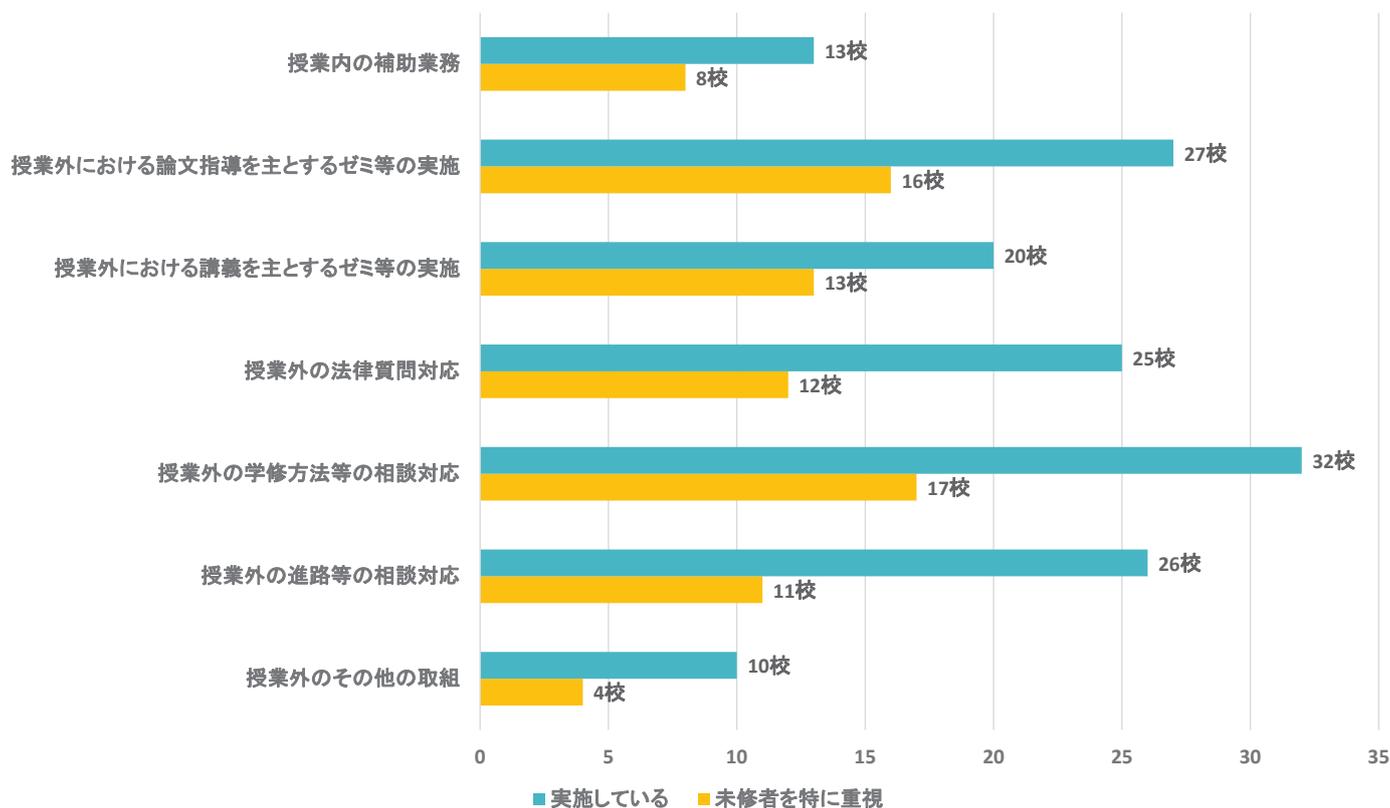


その他 <例>

旧司法試験合格者、司法試験に向けて勉強中の者、外部業者、学内カウンセラーなど

3. 補助教員の業務

補助教員を以下の業務で活用している場合、未修者を特に重視している場合○をつけてください。



5

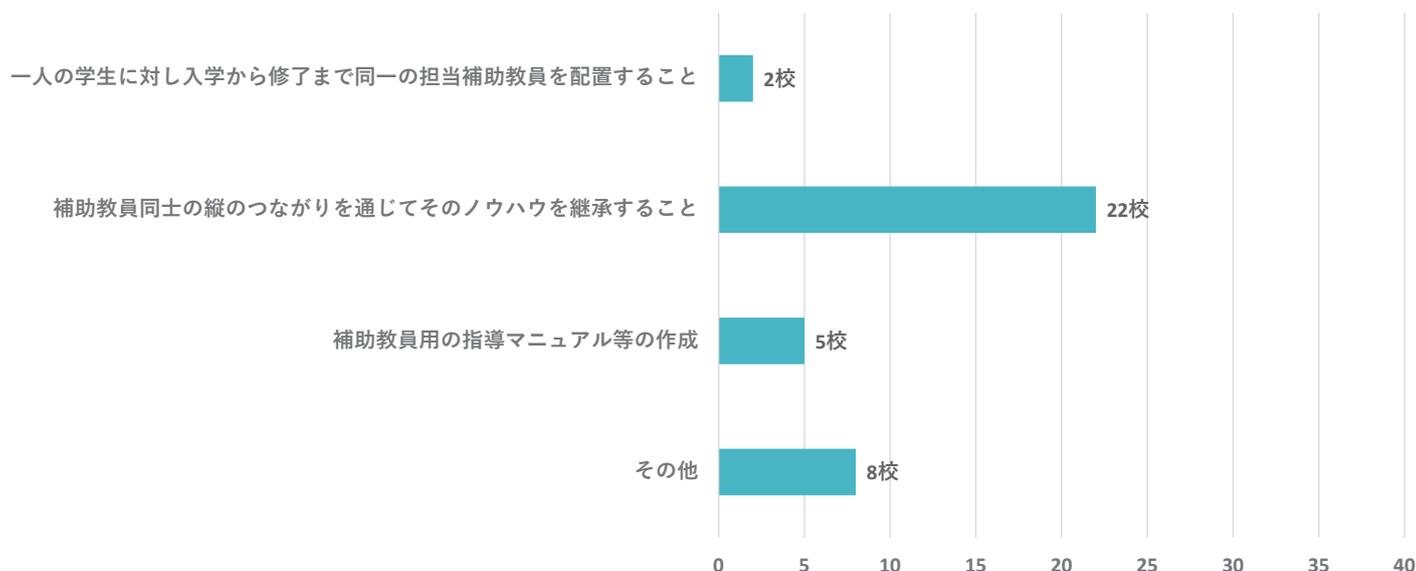
4. 補助教員の経費負担

補助教員の経費負担額について、属性ごとに年間の総額を回答してください。（単位：千円）

- 補助教員の経費負担額について法科大学院の負担がある大学：35校
- 補助教員の経費負担額について弁護士会の負担がある大学：1校
 - ・ 琉球大学
- 補助教員の経費負担額についてその他の組織や個人の負担がある大学：4校
- その他組織の具体名称
 - ・ 金沢大学：金大法曹会
 - ・ 大阪大学：高等司法研究科後援基金
 - ・ 神戸大学：神戸大学六甲台後援会

5. 補助教員の支援

補助教員による支援内容を回答してください。(○・×選択式)



その他 <例>

- 未修者指導の補助教員は、法科大学院同窓会の協力を得て選任、ノウハウの継承を行っている
- 意見交換会を通じて、補助教員間の情報共有に努めている
- 半期ごとの希望制にして補助教員を担任補佐として配置
- クラスごとに補助教員がつく「クラスサポーター制度」を設けている
- 教材作成補助、講義・実演・演習の指導補助や支援、ディスカッションリーダー等をお願いしている
- 学期ごとに補助教員・学生によるアンケートを実施し、お互いにフィードバックしている

7

5. 補助教員の支援

補助教員が行う、授業内の授業補助について、その内容を記載してください。

- 論文指導・添削、教材作成、質問対応等
- オンライン授業の運営補助、試験の実施補助等、各分野ごとに担当弁護士が学生の起案を添削し、それをもとに講義を実施
- 法学未修者教育の補助業務（未修者対象授業担当教員の指示のもと、知識確認問題の作成、実施、採点・記録、質問受付/解説の一部を担当）
- 模擬裁判授業補助
- 実務科目ロールプレイ型授業での相談役、証人役、依頼者役を通じて、現場に必要な知識と対応力を指導
- 学生に対する日常的な支援活動（学習指導）実務系科目の運営支援（レポート、起訴状、判決文等の添削、指導等）
- 担当教員と補助教員が授業日以外に、定期試験の解説・検討を行う担当教員と補助教員が授業の内容や解釈について連絡をとり確認したうえで、ゼミで補助教員が指導

5. 補助教員の支援

補助教員が行う、授業外のその他の取組について、その内容を記載してください。

- 修了生による司法試験対策ガイダンス、司法修習対策ガイダンス、論文添削、解説講義
- 修了生、修了生弁護士の学修相談・添削指導、心理カウンセラーによるカウンセリング
- チューターによる、チューターゼミを通じた学生指導
- 女性弁護士による女性学生のケア
- 学業上、生活上の質問及び相談
- 修了生ゼミの実施、各種質問対応
- グループ学習の指導、学生の作成答案の添削等
- 在学生及び修了生向けに若手弁護士による学修フォローゼミを開設
- 司法試験の過去問を利用した、学修方法のチェック、法律文書作成の個別指導等
- 履修及び自主学修の進め方に関するアドバイス
- 修了生弁護士から学修上の様々なアドバイス

9

5. 補助教員の支援

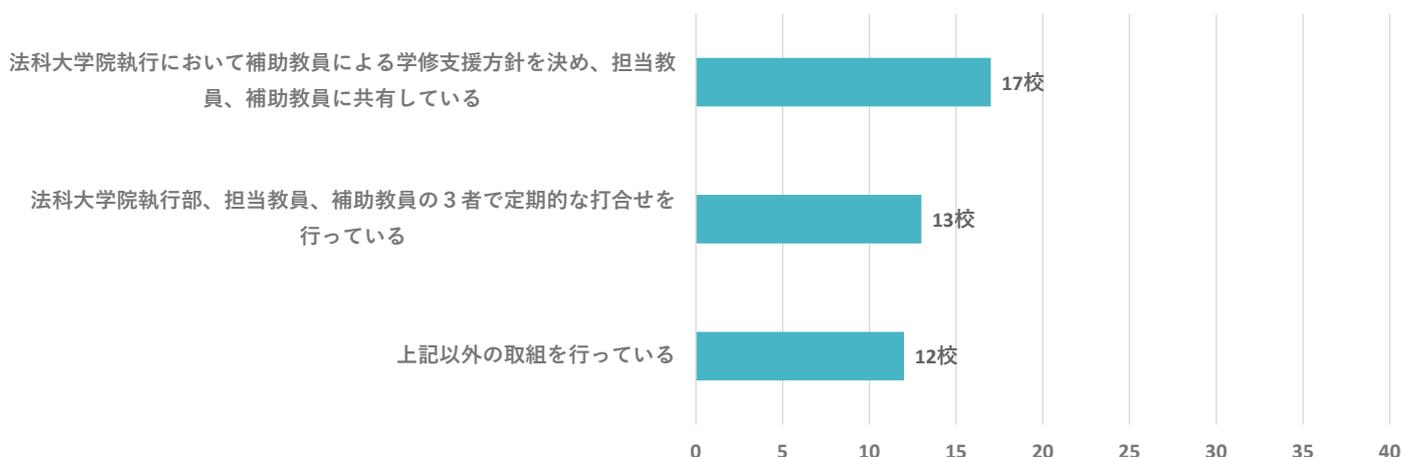
補助教員が行う、授業外のその他の取組について、その内容を記載してください。

- 修了生弁護士からの、司法試験対策や心構え、学修上の学修・生活相談
- 担任補佐、授業サポート型ゼミ、自主ゼミ支援型ゼミ、テーマ設定型ゼミ、オンデマンド配信（基礎固め講義、応用講座等）
- 授業担当者の指示のもと、重要事項、手薄な部分の復習や起案能力の強化等
- 土曜補習で、授業進行に対応する事項を中心に論文作成とその解説と質疑応答（演習）を実施。また、夏休みや春休みなどの長期休業期間では、春学期（秋学期）授業の復習と秋学期（春学期）授業の予習のポイントやその方法等について体験を交えて指導等を実施。
- ガイドブックでの広報等
- 学生面談の実施（全学生対象、年2回実施）
- 修了生裁判官による判例研究会（年2回）、修了生による就職相談会（年1回）
- 市販教材等を用いた授業進行に合わせた類題解説。自習教材の利用、選択の助言
- 講義・論文添削等のゼミ指導新入生への初年次支援（学習・生活等）在学生・修了生へのキャリア支援
- ゼミ等での論述、添削指導、同窓会主催の短答式対策講座

10

6. 法科大学院執行部、担当教員、補助教員の連携

補助教員の活用に関して、法科大学院執行部、担当教員、補助教員が連携する仕組みについて回答して下さい。（○・×選択式）



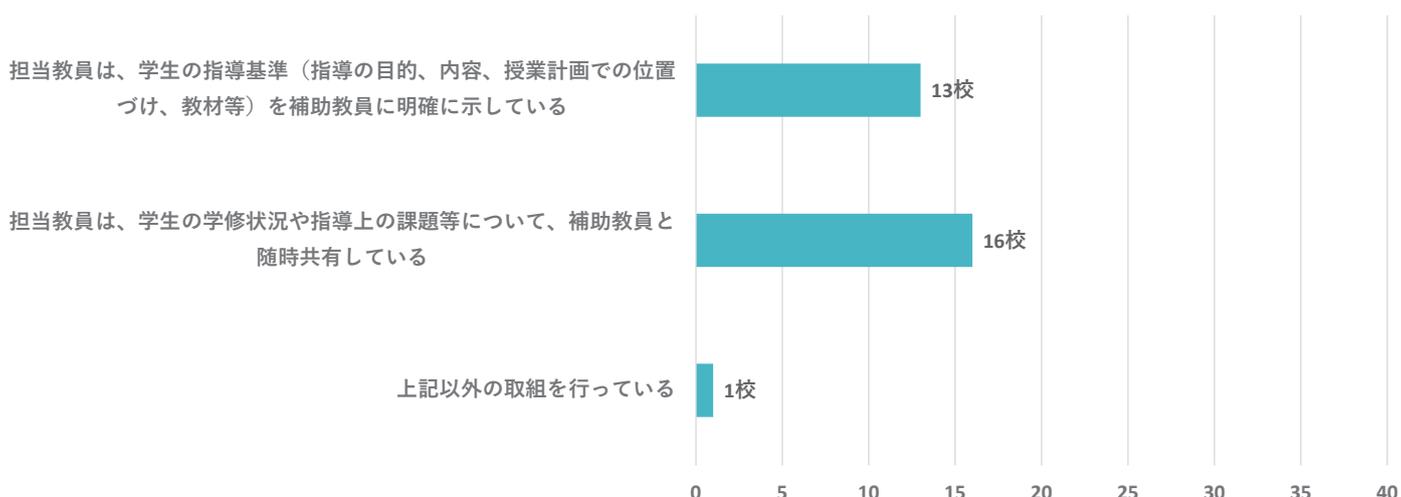
【回答の補足及び上記以外の取組の例】

- 学修効果があり定着が見られる取組は、カリキュラムに位置づけ、単位化して科目開設
- 未修者指導の実施方法等については、同窓会事務局を介して、未修者指導講師側と協議し、法曹養成専攻学務委員会においても審議・検討している
- 各セメスター終了後、補助教員の支援内容について教授会FDで報告を受け、教授会構成員と補助教員の間で指導内容を検討している
- 補助教員をとりまとめているアカデミック・コーディネーターと法科大学院執行部と事務担当で定期的に打合せを行っている
- 年に2回程度、法科大学院執行部とアドバイザーとの意見交換会を実施している

11

7. 担当教員と補助教員の連携

授業の担当教員と補助教員（授業の補助業務の場合）の連携について回答して下さい。（○・×選択式）

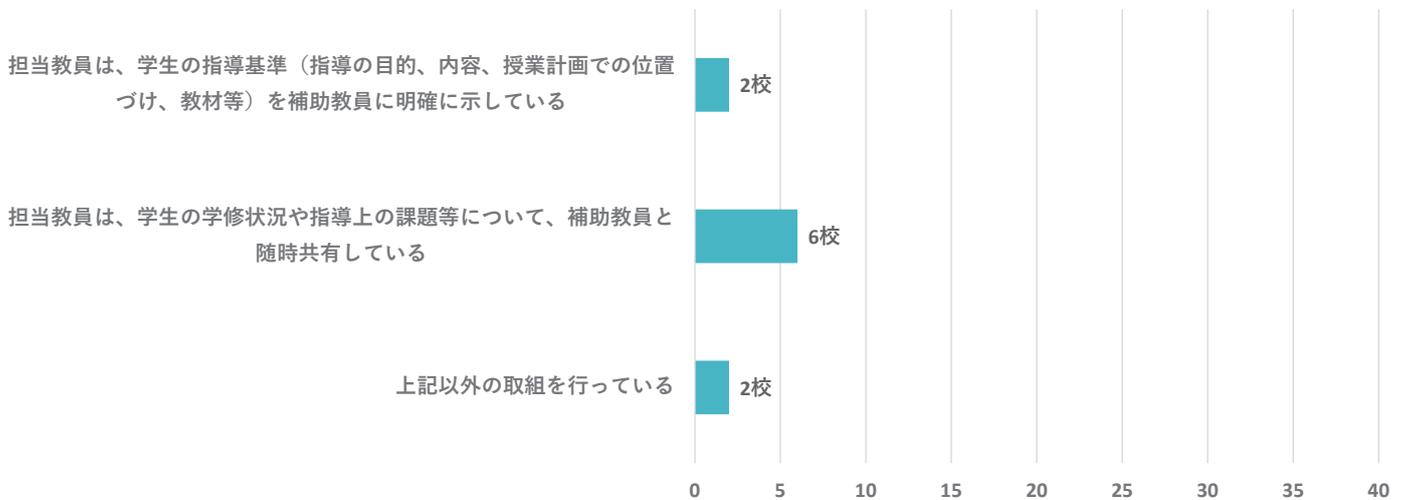


【回答の補足及び上記以外の取組の例】

- 未修者指導のための課題は、原則として法律基本科目の担当教員が作成し、出題の趣旨、解答のポイント等とともに補助教員に示している

7. 担当教員と補助教員の連携

担任制などを導入している場合について、お伺いします。担任の教員と補助教員（授業外の補助業務の場合）の連携について回答してください。（○・×選択式）



【回答の補足及び上記以外の取組の例】

- 学生カルテを通して、専任教員と補助教員との間で間接的に情報共有をしている。
- 補助教員と連絡を担当する専任教員を通じて、担任と補助教員との間で情報共有をしている。
- 学務委員会が、担任や補助教員から情報を取得した後、補助教員や担任、その他の教員との間で必要な情報連携を行っている。

13

8. その他

補助教員を活用する上で課題を感じている点があれば、記載してください。（自由記述）

- コロナ禍であっても、チューターゼミがオンラインを通して盛況に実施されているが、年度末になると予算の限界から活動が制限されることになり、大きな課題。
- 学生には好評の制度だが、予算措置が綱渡りで非常に厳しい。女性学生の支援という機能も果たしており、継続するための工夫が重要
- 本学修了生が学生アドバイザーとして活動しているが、司法試験直前の4、5月は助力を得にくい。
- 過去に、補助教員が慣れてきた際に添削遅延などがあったため、補助教員とは緊密な情報連携に基づき緊張感を維持した関係を築くことが重要である。
- 首都圏の修了生弁護士に新規支援を依頼するのは限界があり、遠方の修了生に依頼しテレビ会議システムを活用している。
- 実務家の本業と補助教員の業務の兼ね合いや補助教員の力量の把握が難しい。
- 学生支援を行える能力と本学の法曹養成の考え方への理解を併せ持っている人材の確保が難しい。
- 各科目における指導内容・使用教材・進度等の緊密な連携を図ることが理想だが、補助教員と法科大学院教員双方にとって手間や負担も大きい。

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会
「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」を受けた委託事業について
(令和3年6月29日 第103回中央教育審議会法科大学院等特別委員会資料 5-2)

(1) 名称: 令和3年度「先導的・大学改革推進委託事業」(総合評価落札方式)

(2) 調査テーマ: 法科大学院における法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究

(3) 委託概要

令和2年3月に公表された「法学未修者教育の充実について第10期の議論のまとめ」を踏まえ、主に、以下3点を内容とする調査研究を行い、その成果をすべての法科大学院に還元することとする。

① 法律基本科目の教育ガイドライン(憲法・民法・刑法の未修1年次のカリキュラム)及び法科大学院における反転授業等のICTを活用した教育の在り方に関する調査研究

法学未修者教育においては、憲法・民法・刑法等の法律基本科目の教育を充実させることが極めて重要であり、各法科大学院の教育実態を踏まえた上で、内容、授業時間、方法などに関して現状の課題を指摘し、望ましい在り方をまとめる。その際、議論のまとめでも指摘されているように(9～10頁)、コロナ禍で明らかになった遠隔教育の成果と課題を検証し、オンデマンド方式を含めたICTを活用した反転授業の導入など、より本質的な双方向・多方向の授業の在り方についても検討する。

② 法科大学院入学前の導入的教育手法の在り方に関する調査研究

法学未修者が学修の初期段階で身に付けるべき事項に関する教育(入学前の導入的教育)に関しては、既に各法科大学院で様々な取組がなされている導入的教育の教材や事例について調査するとともに、サンプル教材(動画)を試作し、効果的な教育手法の在り方について調査研究を行う。

③ 補助教員の組織的・機能的な活用に関する調査研究

補助教員に関する現状の課題(議論のまとめ10～11頁参照)を踏まえ、補助教員による学修支援の組織的・機能的な活用に関する好事例や運用マニュアルなどの情報について法科大学院の枠を超えて共有が図れるよう、調査研究を行う。

なお、①～③の調査研究の進捗については、適宜、法科大学院等特別委員会に報告の上、必要に応じて助言を得ることとする。

(4) 入札スケジュール

○公告期間…5月28日(金)～6月25日(金)

○開札…7月13日(火)

「法学未修者教育の充実について 第 10 期の議論のまとめ」を受けた委託事業
法科大学院における法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究
(中間報告)

○ 事業のテーマについて

➤ 第 10 期の議論の取りまとめ

- ・ 法学未修者教育の充実に向けた課題
 1. 多様な経歴や能力に配慮した学修者本位の教育の実現
 2. 法科大学院間の協働による全体の教育水準の向上
- ・ 課題を踏まえた 5 つの対応策
 1. 学修者本位の教育の実現
 2. 社会人学生等の実態に配慮した学修体制
 3. 効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働
 4. 共通到達度確認試験を活用した学修の改善・充実
 5. 法科大学院修了生のキャリアパスの多様化

➤ 委託概要

- ① 法律基本科目の教育ガイドライン(憲法・民法・刑法の未修1年次のカリキュラム)及び法科大学院における反転授業等の ICT を活用した教育の在り方に関する調査研究
- ② 法科大学院入学前の導入的教育手法の在り方に関する調査研究
- ③ 補助教員の組織的・機能的な活用に関する調査研究

➤ 事業実施体制

- ・ 当法人について

一般社団法人法曹養成ネットワーク（略称 プレネット）は、大学や教員、法律実務家、関係団体等による法曹養成に関する諸活動を支援することを目的として 2020 年に設立。法科大学院を修了した若手の法律家を主体とし、全国の関係者・団体を支援するとともに、各取組を実効たらしめるための連携・協働に向けたハブとしての機能を果たす活動を実施。
- ・ 法科大学院協会との協働体制

本事業の受託にあたり、全国の法科大学院を会員校、法曹コースを設置する法学部を準会員校として、大学の相互協力を促進することで教育水準の向上を図る団体である法科大学院協会との間で、全面的な協働体制を構築し、事業を実施。

○ 第一事業について

： 法律基本科目の教育ガイドライン反転授業等の ICT を活用した教育の在り方

未修者 1 年次の学修において比重を占める憲法・民法・刑法の 3 科目について、複数の法科大学院の先導的な取組を調査してこれを共有しつつ、特に重点化すべき基礎的な学修内容を整理することと併せて、従前、多数を占めていた講義形式の授業から、予習教材としてオンデマンド教材を活用した学修者主体の反転授業への移行、授業後の補助教員による個別的な指導の導入など、学修者本位の教育のあり方を検討する。

➤ FD セミナーについて

- ・ 法科大学院協会のカリキュラム等検討委員会内に設置された未修者基礎教育検討小委員会と連携し、各科目の FD 研究会を開催して教育内容・手法を共有し各科目の教員間の議論の場を設けることで、法科大学院間の協働に基づく調査研究を行う。

・ FD セミナーの概要

憲法・民法・刑法の基本 3 科目の未修 1 年次の授業において、優れた取り組みを行っている法科大学院協会会員校教員を講師として招き、その報告を基礎に、プレネットよりオブザーバーとして参加した法科大学院修了生である弁護士を含む参加者全員による意見交換を行った。また、学修者本位の教育という観点から ICT を活用した反転授業等の導入などが目下の課題であることから、「アクティブラーニング」について造詣が深く、また実践の経験を有する講師を招いてのセミナーを行った。

法科大学院協会の ML 等を通じて、会員校教員を中心に参加者を募り、各回 20～40 名前後の参加を得た。セミナーはオンラインで実施し、当日参加できなかった法科大学院協会会員校教員がレコーディングを一定期間視聴できるようにする予定である。

・ FD セミナーの有用性について

所属に関わらない複数の法科大学院教員（研究者教員及び実務家教員）が研究会に参加し、「法科大学院間の協働」により、法学未修者に対する授業の在り方、教育方法について、多角的な観点から議論を行う場が設けられた。

また、法科大学院を修了した弁護士もセミナーに参加し、学修者の観点からの意見がセミナーに取り入れられた。

継続的な議論の場の形成として、今後の定期的な FD 活動の実施が議論される契機となり、また資料及びセミナーのレコーディングを当日参加していない教員含めて共有することで、全体の教育水準の向上に寄与する。

➤ 今後の事業の方向性について

- ・ 現在までの事業の成果について

各報告および参加者による意見交換を通じて、未修者教育における方法論を関し、現場の経験に根ざした実践的知見およびとりわけ ICT を活用したアクティブラーニングについての体系的な理解の両面から、見識・問題意識が深められた。

- ・ 報告に向けた方向性

今後は、別紙 1 にある各科目の FD セミナーの内容をさらに深め、特に重視すべき基礎的な学習内容、その授業方法、個別指導の在り方などを整理する。また、ICT を活用したアクティブラーニングなど、科目横断的な分析を踏まえた教育の在り方の検討を目指す予定である。なお、現在における報告の方向性は以下のとおり。

第 1 部 ICT を活用したアクティブラーニングを採り入れた未修者教育の在り方・総論

第 1 章 理論編（仮） 第 2 章 実践編（仮）

第 2 部 基本 3 科目における未修者教育の在り方・各論

第 1 章 憲法 第 2 章 民法 第 3 章 刑法

○ 第二事業について

：法科大学院入学前の導入的教育手法の在り方に関する調査研究

各法科大学院で活用されている導入教育の教材や事例について、法科大学院協会の協力を得つつ、各法科大学院に対してアンケートを実施する又は先導的な取組についてヒアリングを行うなどして調査し、事例集積を行う。また、第 10 期中教審において酒井圭委員及び山野目章夫委員から審議会へ提出し議論されたサンプル動画について、更にこれを発展させたサンプル教材を試作し、導入教材の基礎的なあり方を検討し、課題を整理する。

➤ アンケートの実施と取りまとめ

法科大学院協会の協力の下、各法科大学院に対し、法科大学院入学前の導入的教育として、どのような取組みがなされているか、アンケート

を実施、回収、分析を行った。

これらのアンケート結果は、報告としてとりまとめ、各法科大学院の今後の取組みに活かされることが期待されると共に、後述のサンプルとしての導入教材の作成の一助とする予定である。

➤ **導入教材（サンプル動画）の作成**

これまで3回の研究会を実施したが、上記のアンケート結果及び寄せられた意見を踏まえ、導入教育段階においては、まずは民事法・刑事法の実体法及び手続法の全体像を概観しておくことが、その後の学修の前提として有用なのではないかとの整理がなされた。また、初学者においては、そもそも民事法と刑事法がどのような関係に立ち、同じ事実の中で、民事法、刑事法、それぞれにどのように分類されるのか、というところでつまづくこともあるとの意見もあった。これを踏まえて、以下のようなサンプル動画を作成することとし、シナリオを作成の上、動画の撮影に向けた準備を行っている。

・ 「民事」の世界と「刑事」の世界の違い

法科大学院を修了した実務家（弁護士）を講師とし、具体的な紛争事例を基に、「民事」の観点からどのような点が問題になるのか、「刑事」の観点からどのような点が問題になるのか、それぞれの解説を行いつつ、それぞれの世界観の違いを理解できるよう、解説する。

・ 民事実体法と手続法の概要

法科大学院を修了した実務家（弁護士）を講師とし、民事法を学ぶにあたっての全体的概略（地図）を解説する。

・ 刑事実体法と手続法の概要

法科大学院を修了した実務家（弁護士）を講師とし、刑事法を学ぶにあたっての全体的概略（地図）を解説する。

なお、研究会では、各法科大学院が未修者に対して「条文の読み方」「判例の読み方」などの基礎的な学修のための導入教育を実施している例が多くあったことから、同趣旨の短時間の動画を作成し、学生が余暇や通学途中などに気軽に見られるものを提供することの有用性も確認された。

➤ **今後の事業の方向性について**

サンプル動画について、法科大学院教員及び学生に視聴できるよう提供してモニタリング調査を実施し（2022年2月を予定）、更に研究会を踏まえて、報告をまとめる予定である。

○ 第三事業について：補助教員の組織的・機能的な活用に関する調査研究

特に法科大学院修了生の実務家等を補助教員として採用し、法科大学院の授業内外での授業フォローや論述指導などの学修支援に関する取組について、法科大学院協会の協力を得つつ、各法科大学院に対するアンケートを実施する又は先導的な取組についてヒアリングを行うなどして調査し、事例集積を行う。法学未修者の学修環境や習熟度などに合わせたきめ細やかな指導を可能とするための組織的・機能的な活用のあり方を検討し、課題を整理する。

また、意見交換会の結果を踏まえつつ、補助教員間における学修指導方法その他の情報について、法科大学院横断的な共有のあり方についても検討を行う。

➤ アンケートの実施と取りまとめ

法科大学院協会の協力の下、各法科大学院に対し、法科大学院において補助教員を置いているか、その具体的な業務内容や処遇はどのようなものかという点について、アンケートを実施し、分析を行った。

これらのアンケート結果は、報告としてとりまとめ、各法科大学院の今後の取組みに活かされることが期待されると共に、後述のヒアリングでさらに掘り下げた活用状況の調査を実施する予定である。

➤ 法科大学院ヒアリング

補助教員の活用状況について特徴に応じて選出した法科大学院に対して、個別のヒアリングによって更に掘り下げた活用状況を調査する。対象校は、国立・私立、都市部・地方、大規模校・小規模校などの特質を踏まえて、8校程度を予定している。本報告の時点で1校について実施済みであり、その他の大学とは日程調整を行っている段階にある。

なお、ヒアリング対象校に対する共通的なヒアリング事項であり、上述のアンケートに対する回答や各大学の公表されている取組などを参考に、個別のヒアリング項目を作成している。

➤ 補助教員ヒアリング（座談会）

現に補助教員として活動している法科大学院修了の実務家から、具体的な業務内容や現場での創意工夫、補助教員として活動している中での問題意識などについてヒアリングを実施する。対象は、所属する法科大学院の特質を踏まえて、8名程度の補助教員を予定しており、座談会形式で複数回実施する。

➤ 今後の事業の方向性について

ヒアリング及び座談会を2022年1月までに実施し、更に研究会を踏まえて、報告をまとめる予定である。

(別紙1)

FD セミナーの実施概要

○ FD セミナー第1回 (刑法)

(1) 基本情報

日時 2021年9月28日(火) 17:00~19:00 出席者数 約40名

講師 嶋矢貴之(神戸大学教授)、杉本一敏(早稲田大学教授)

修了生オブザーバー 畑田将大(福岡県弁護士会 九州大学法科大学院修了)

オーガナイザー 小池信太郎(慶應義塾大学教授)

(2) 報告・意見交換の概要

➤ 嶋矢教授より、次の各点に関する報告がなされた。

- ・ 神戸大学 LS における未修者教育(刑法)の全体像(学年ごとの設置科目、学習支援のための「スタートアップ・プログラム」)
- ・ 1年次科目のうち、刑法総論・各論の基本を学ぶ「刑事実体法Ⅰ・Ⅱ」および答案作成方法の基礎を学ぶ「法解釈基礎Ⅰ」における教育実践の目標と内容
- ・ その他(オンラインによる教育の課題・成果・展望、学習支援活動に関する学生の評価など)

➤ 杉本教授より、次の各点に関する報告がなされた。

- ・ 早稲田大学 LS における未修者教育(刑法)のカリキュラム(必修・選択)
- ・ AA(アカデミックアドバイザー)制度
- ・ 1年次科目のうち、刑法総論の基本を学ぶ「刑法Ⅰ」の授業方法
- ・ 答案から見る未修者学生のタイプ(論証不慣れタイプ、論証ブロック依存タイプ)とハードル、その対策

(別紙1)

- ▶ 参加者との質疑応答、意見交換においては、学生の誤解との向き合い方、添削・答案指導の在り方、実質的な双方向性や主体的な学習態度を確保するための方法論、反転授業の在り方などに関し、参加者から質問、コメント、報告者との意見交換等が行われた。

○ FD セミナー第2回（憲法）

(1) 基本情報

日時 2021年9月30日（木）17:00～19:00 出席者数 約25名

講師 江藤祥平（一橋大学准教授）

修了生オブザーバー 上里好平（沖縄弁護士会 琉球大学法科大学院修了）

オーガナイザー 片桐直人（大阪大学教授）

(2) 報告・意見交換の概要

- ▶ 江藤准教授より、次の各点に関する報告がなされた。
 - ・ 報告者自身が未修者出身であるというバックボーンを踏まえて、憲法未修者教育の課題やハードルの指摘
 - ・ 未修者教育の基本的な考え方（知識よりも考え方を中心に据える）と法科大学院の理念との関係
 - ・ 実際の実践のようす（反転授業の活用、予習重視、中間テストの実施など）
 - ・ 伸びない学生への対応
- ▶ 以上を踏まえて、参加者から期末試験の内容、動画教材の活用、憲法の「モノの考え方」についてなど、多様な角度から議論が行われた。

○ FD セミナー第3回（民法）

(1) 基本情報

(別紙1)

日時 2021年10月13日(水) 17:00~19:00 出席者数 約30名
講師 吉永一行(東北大学教授)
修了生オブザーバー 古山智隆(広島弁護士会 島根大学法科大学院修了)
オーガナイザー 白石大(早稲田大学教授)

(2) 報告・意見交換の概要

- 吉永教授より、次の各店に関する報告がなされた。
 - ・ Instructional Design(ID)の考え方の紹介
 - ・ ブルームのタキソノミー(アンダーソン&クラスウォールによる改訂版)の概要紹介、これを用いたLS教育の整理モデルの提示
 - ・ 東北大学LSの民法カリキュラムの紹介
 - ・ これまでの未修者教育の実践についての紹介(オンライン対応、基本概念の総ざらいの回(「1周目」)の設定、チェックテスト、事例問題の練習、ルーブリック評価、「一人ソクラテス」など)
- 参加者との質疑応答、意見交換においては、法的三段論法についての考え方、ピアインストラクションの取り入れ方、「メタ認知」の部分に関する教育の在り方、「1周目」の効用、オンデマンド教材の活用方法などに関し、参加者から質問・コメントがあり、報告者との間で活発な意見交換が行われた。

○ FDセミナー第4回(アクティブラーニング)

(1) 基本情報

日時 2021年11月4日(木) 17:00~19:00 出席者数 約18名
講師 花本広志(獨協大学教授)、宮城哲(琉球大学教授)
オーガナイザー 小池信太郎(慶應義塾大学教授)

(2) 報告・意見交換の概要

(別紙1)

- ▶ 花本教授担当の第1部「アクティブラーニングのための授業の設計と工夫」では、疑似反転授業の方法によりセミナーが行われた。
 - ・ 前半で、事前に提供されたビデオ報告を参加者が視聴してきていることを前提に、zoomのブレイクアウトルーム機能を用いて分けられた4名程度のグループで、事前資料動画の理解を確認するテストや提示されたテーマについての授業の設計に取り組むグループワークが行われた。
 - ・ そして、それを通じて参加者の主体的関心が高められた状態で、アクティブラーニングの技法としての「TBL (Team Based Learning)」と「共同学習」の具体的な技法について解説がなされた。
- ▶ 宮城教授担当の第2部「法学未修者向け民法科目におけるアクティブラーニングの試み」では、琉球大学法科大学院において同教授が担当する科目での実践例が示された。
 - ・ 具体的には、1年次前期の選択科目としての「民法問題研究Ⅰ」において、第1部で示された観点である「逆向き授業設計」「スモールステップ」「グループ学習」「ルーブリック (形成的評価の方法)」を実際に意識した授業設計がなされていることとそのねらい (学習者本位のコンセプト) が報告され、さらに課題として認識されている内容にも言及された。
- ▶ 続く質疑応答では、アクティブラーニング型授業におけるインプット講義の位置づけ、アクティブラーニング型授業と授業時間・単位の考え方

(別紙1)

やいわゆるコアカリキュラムとの関係などをめぐって、活発な議論が行われた。

(別紙 2)

【別紙 第二事業 アンケート】

法科大学院における法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究
法科大学院入学前の導入的教育手法の在り方に関する調査研究【第二事業】について

<アンケートへのご回答にあたって>

現在、当法人では、法科大学院入学前の導入的教育に、共通して使用できる動画教材の製作を検討しております。つきましては、当法人で製作する動画教材に関連し、以下の点をご教示ください。

- ※ ご回答いただける範囲でご回答ください。
- ※ 法科大学院としての統一的なご回答をお願いするものではございません。特に入学前の導入的教育や未修者教育に関与しているご担当の先生においてご回答ください。
- ※ アンケート結果は、委託事業の報告書の中で触れさせていただき、法科大学院名を伏した形で公表させていただくことがございますのでお含みおきください。
- ※ 貴校として実施しておられるものに限らず、正課外、また、卒業生団体や貴校の関連団体が提供しておられるものも含めお伺いするものです。可能な範囲でご回答ください。
- ※ ご提供いただける資料等は、ぜひ別紙等として添付をしていただければ幸いです。

回答校： _____ 回答者： _____

1 法科大学院入学時の導入的教育として貴校の入学予定者に対して提供されている内容をご教示ください（実施時期については入学前後を問いません。）。

(1) 科目横断的な初学者向け法律学の学び方について（該当するものに○）

ア 解説教材の配布（貴校独自）→ご提供可能な場合は添付してご送付ください。

イ 教材の紹介（教材名： _____）

ウ 解説動画の配信

(ア) 担当教員 A：研究者教員 B：実務家教員 C：修了生弁護士等のAA等

(イ) 内容 A：条文の読み方 B：判例の読み方 C：六法の構造

D：その他（内容： _____）

(ウ) 回数／頻度等：合計 _____ 回 月 _____ 回程度 _____ 分程度の長さの動画

エ 解説講義

(ア) 担当教員 A：研究者教員 B：実務家教員 C：修了生弁護士等のAA等

(イ) 内容 A：条文の読み方 B：判例の読み方 C：六法の構造

D：その他（内容： _____）

(ウ) 回数／頻度等：合計 _____ 回 月 _____ 回程度 _____ 分程度の講義

オ 質問対応

・ 担当教員 A：研究者教員 B：実務家教員 C：修了生弁護士等のAA等

カ 小テスト（択一式）

・ 回数／頻度等：合計 _____ 回 月 _____ 回程度

(別紙2)

キ その他(自由記載)

(2) 憲法について(該当するものに○)

ア 解説教材の配布(貴校独自)→ご提供可能な場合は添付してご送付ください。

イ 教材の紹介(教材名: _____)

ウ 解説動画の配信

(ア) 担当教員 A:研究者教員 B:実務家教員 C:修了生弁護士等のAA等

(イ) 内容: _____

(ウ) 回数/頻度等:合計 _____ 回 月 _____ 回程度 _____ 分程度の長さの動画

エ 解説講義

(ア) 担当教員 A:研究者教員 B:実務家教員 C:修了生弁護士等のAA等

(イ) 内容: _____

(ウ) 回数/頻度等:合計 _____ 回 月 _____ 回程度 _____ 分程度の講義

オ 質問対応

・ 担当教員 A:研究者教員 B:実務家教員 C:修了生弁護士等のAA等

カ 小テスト(択一式)

・ 回数/頻度等:合計 _____ 回 月 _____ 回程度

キ その他(自由記載)

(3) 民法について(該当するものに○)

ア 解説教材の配布(貴校独自)→ご提供可能な場合は添付してご送付ください。

イ 教材の紹介(教材名: _____)

ウ 解説動画の配信

(ア) 担当教員 A:研究者教員 B:実務家教員 C:修了生弁護士等のAA等

(イ) 内容: _____

(ウ) 回数/頻度等:合計 _____ 回 月 _____ 回程度 _____ 分程度の長さの動画

エ 解説講義

(ア) 担当教員 A:研究者教員 B:実務家教員 C:修了生弁護士等のAA等

(イ) 内容: _____

(ウ) 回数/頻度等:合計 _____ 回 月 _____ 回程度 _____ 分程度の講義

オ 質問対応

・ 担当教員 A:研究者教員 B:実務家教員 C:修了生弁護士等のAA等

カ 小テスト(択一式)

・ 回数/頻度等:合計 _____ 回 月 _____ 回程度

キ その他(自由記載)

(別紙2)

(4) 刑法について (該当するものに○)

ア 解説教材の配布 (貴校独自) → ご提供可能な場合は添付してご送付ください。

イ 教材の紹介 (教材名: _____)

ウ 解説動画の配信

(ア) 担当教員 A: 研究者教員 B: 実務家教員 C: 修了生弁護士等のAA等

(イ) 内容: _____

(ウ) 回数/頻度等: 合計 _____ 回 月 _____ 回程度 _____ 分程度の長さの動画

エ 解説講義

(ア) 担当教員 A: 研究者教員 B: 実務家教員 C: 修了生弁護士等のAA等

(イ) 内容: _____

(ウ) 回数/頻度等: 合計 _____ 回 月 _____ 回程度 _____ 分程度の講義

オ 質問対応

・ 担当教員 A: 研究者教員 B: 実務家教員 C: 修了生弁護士等のAA等

カ 小テスト (択一式)

・ 回数/頻度等: 合計 _____ 回 月 _____ 回程度

キ その他 (自由記載)

(5) その他の科目について (該当するものに○) 科目名: _____

ア 解説教材の配布 (貴校独自) → ご提供可能な場合は添付してご送付ください。

イ 教材の紹介 (教材名: _____)

ウ 解説動画の配信

(ア) 担当教員 A: 研究者教員 B: 実務家教員 C: 修了生弁護士等のAA等

(イ) 内容: _____

(ウ) 回数/頻度等: 合計 _____ 回 月 _____ 回程度 _____ 分程度の長さの動画

エ 解説講義

(ア) 担当教員 A: 研究者教員 B: 実務家教員 C: 修了生弁護士等のAA等

(イ) 内容: _____

(ウ) 回数/頻度等: 合計 _____ 回 月 _____ 回程度 _____ 分程度の講義

オ 質問対応

・ 担当教員 A: 研究者教員 B: 実務家教員 C: 修了生弁護士等のAA等

カ 小テスト (択一式)

・ 回数/頻度等: 合計 _____ 回 月 _____ 回程度

キ その他 (自由記載)

(別紙 2)

2 当法人では、まずは、初学者向けの法律学の学び方に関する科目横断的な導入的動画教材の作成を目指しています。

(1) 当法人のメンバーでもある、酒井圭弁護士を中心に、導入的動画教材のサンプル動画を作成し、以下の会議で公開したことをご存じですか？

<会議名称>中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 (第99回)

日時：令和2年10月22日(木) 15:00～17:00

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/siryu/1421098_00005.htm

https://www.mext.go.jp/content/20201021-senmon02-1421098_00005_01.pdf

ア はい イ いいえ

(2) サンプル動画はこちらです。

(閲覧用URL等 略)

サンプル動画の制作にあたっては、民事系科目を基礎として、①全科目に共通する法的思考の流れ、②条文の読み方、③判例・学説を学ぶ意義・判例の基本的な読み方、④民事紛争解決の流れ、⑤民事系科目を学ぶ意義等を全4回程度の動画に収録することをイメージし、そのうち①・④・⑤の一部をサンプルとして収録しました。

ご覧いただき、取り上げている項目の適否、事例の難易度、改善点等自由にご意見をお寄せください。(自由記載)

3 本調査研究では、上記2(2)のサンプル動画をベースとして科目横断的な初学者向けの法律学の学び方に関する導入的な動画教材の製作を予定しており、その内容として、以下の4項目を予定しています。

- ・ 1時間目 事例問題を考えてみよう (実体法編) (20分予定)
- ・ 2時間目 事例問題を考えてみよう (手続法編) (20分予定)
- ・ 3時間目 条文の読み方を身に付けよう (20分予定)
- ・ 4時間目 判例の読み方を身に付けよう (20分予定)

これら@ :に加えて取り上げるべき項目・取り上げるべきでない項目など、

取り上げている項目の適否 (加えるべき項目、削除すべき項目等)、項目の分け方、それぞれの項目でどんなことに触れるべきか、ベースとする科目、予定時間等、内容につきご意見をお寄せください。(自由記載)

(別紙2)

- 4 ご提供いただける範囲で結構ですので、貴校、関連団体等で提供している導入的教育につき、入学時に入学予定者に配布している案内文書等があれば、ご提供ください。
- 5 科目横断的な初学者向けの法律学の学び方に関する導入的な動画教材の他、今後、当法人が中心となって作成すべき教材等のご希望をお聞かせください。(自由記載)

ご協力ありがとうございました。

(別紙 3)

【別紙 第三事業 アンケート】

法科大学院における法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究
補助教員の組織的・機能的な活用に関する調査研究【第三事業】について

＜アンケートへのご回答にあたって＞

現在、当法人では、各法科大学院の補助教員等の組織的・機能的な活用に向けた事業として、補助教員メーリングリストの作成、各法科大学院の補助教員間の情報交換プラットフォームの構築等を検討しております。つきましては、補助教員等の活動に関連し、以下の点をご教示ください。

- ※ 本事業は、法学未修者に限らず、広く法科大学院教育の充実を目的とするものです。
- ※ 本事業において、「補助教員等」とは、学生の授業のフォローやゼミ等課外学習の促進、学生の学修・生活相談対応等を実施している者を指し、チューター、アカデミック・アドバイザー、教育補助講師、メンター、ティーチング・アシスタントなどの名称で呼称される立場の方を広く含みます（助教等の身分の有無は問いませんが、教授・准教授などの教員及び学生は除きます）。
- ※ ご回答いただける範囲でご回答ください。
- ※ 法科大学院としての統一的なご回答をお願いするものではございません。貴校の補助教員に関する取組みを担当しておられる先生、又は、貴校において補助教員に関する組織体等がある場合には補助教員の方ご自身にご回答いただいてもかまいません。
- ※ アンケート結果は、委託事業の報告書の中で触れさせていただき他、法科大学院名を伏した形で公表させていただくことがございますのでお含みおきください。

回答校： _____ 回答者： _____

1 貴校における、補助教員の処遇について、ご教示ください。

(1) 貴校における補助教員の名称をご教示ください（複数ある場合は全て）。

(2) 補助教員の方の学内における立場はどのようなものですか？（複数ある場合全て）

- ア 専任教員と同じ立場 イ 非常勤講師と同じ立場
- ウ 事務職員と同じ立場 エ 独自の立場で雇用している
- オ 学校とは別の組織に所属している

(具体的な組織の名称 _____ 組織内の立場 _____)

カ その他 (_____)

(別紙3)

(3) 概ねどのような報酬(給与)体系を採っていますか?

ア 別組織からの支払いであるためわからない

イ 定額の月給制(差支えない範囲でお答えください。)

(ア) 月給3万円以下

(イ) 月給5万円以下

(ウ) 月給10万円以下

(エ) 月給20万円以下

(オ) その他()

ウ 出勤日ごとの日給制(差支えない範囲でお答えください。)

(ア) 日給1万円以下

(イ) 日給3万円以下

(ウ) その他()

エ 業務にかかわらない時間制(差支えない範囲でお答えください。)

(ア) 時給1000円以下

(イ) 時給3000円以下

(ウ) その他()

オ 業務(答案添削/課外授業等)ごとの単価制(差支えない範囲でお答えください。)

(ア) 1業務あたり3000円以下

(イ) 1業務あたり5000円以下

(ウ) 1業務あたり1万円以下

(エ) 1業務あたり3万円以下

(オ) その他()

カ その他の報酬体系(差支えない範囲でお答えください。)

(4) 補助教員をどのようにして選定していますか?(複数選択可ですが、特に採用されることの多い選抜方法1つに二重丸を付けてください。)

ア 修了生の自薦による。

イ 修了生から専任教員が任意に選抜している。

ウ 任期満了する補助教員から後輩の補助教員の推薦を受ける。

エ 法科大学院修了生の団体による推薦を受ける。

オ 法科大学院開設前からの出身法曹の団体による推薦を受ける。

カ 地元弁護士会の法曹養成関連委員会からの推薦を受ける。

キ その他()

2 貴校と補助教員との間のコミュニケーションの有無についてご教示ください。

(1) 補助教員(補助教員による組織がある場合にはその組織)と専任教員側(教授会、補助教員の対応委員会等)との間でどのようなコミュニケーションをとっていますか。(複数選択可)

ア 補助教員の組織との間で定期的に会議を開いている。(頻度_____に1回程度)

イ 補助教員全員との間で定期的に会議を開いている。(頻度_____に1回程度)

ウ 補助教員と法律基本科目の選任教員との間で連絡を取り合っている。

(別紙3)

- エ 補助教員の対応は補助教員自身に任せており特に定期的な会議等はない。
オ その他 (_____)

(2) 補助教員が指導をする上で、使用教材や指導方法等に関して情報交換するなど、他校の補助教員とのネットワークは必要だとお考えですか。

- ア 必要だと思う。 イ 特に必要性は感じない。
ウ その他 (_____)

3 補助教員の指導内容についてご教示ください。

(1) 貴校の補助教員が行っている指導についてご教示ください。(複数選択可)

- ア 授業の補講的な講義 (頻度 _____ に1回程度 科目 _____)
イ 自主ゼミの指導 (講師1人あたり _____ に1回程度 科目 _____)
ウ 学生の学習相談 (講師1人あたり _____ に1回程度 科目 _____)
エ 論文答練 (講師1人あたり _____ に1回程度 科目 _____)
オ 答案添削 (講師1人あたり _____ に1回程度 科目 _____)
カ 答案解説 (講師1人あたり _____ に1回程度 科目 _____)
キ 択一答練 (講師1人あたり _____ に1回程度 科目 _____)
ク 司法試験合格後の進路についての講演会等
ケ その他

(2) (1)について、それぞれ学生の参加率はどのくらいですか? 「 _____ につき _____ % 程度」という形でご回答ください。

(3) (1)以外に、補助教員に依頼したいと思うが、実現できていない指導内容等がある場合、その内容と、実現できていない理由としてお考えのところをご教示ください。

(4) (1)の指導等のうち、補助教員以外の団体に依頼して、既に目的を達成できていることがあればご教示ください。

(別紙3)

- 4 今後、アンケート結果をもとに、補助教員の活用に関し、個別にヒアリングをお願いすることがございます。個別ヒアリングにご協力いただける場合、どちらにご連絡を差し上げればよいか、差し支えなければご教示ください（補助教員を取りまとめている修了生の連絡先など）。

- 5 その他、補助教員の活用に関連して、ご意見があればお寄せください。

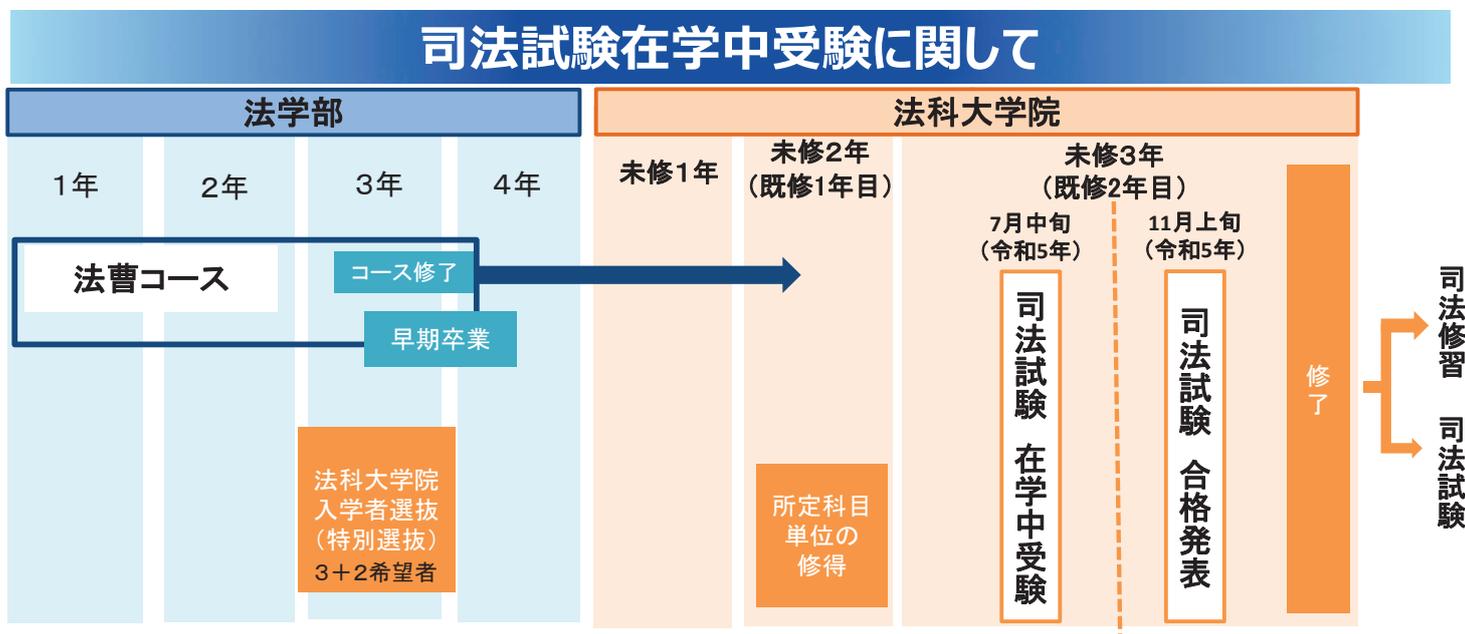
ご協力ありがとうございました。

令和3年度司法試験の在学中受験の 導入等に伴うカリキュラムに関する調査

集計対象 : 令和3年4月1日時点で学生を募集している法科大学院を持つ大学 (35校)

調査基準日 : 令和3年10月1日

1



■ 在学中受験資格 (司法試験法第4条の第2項)

- 法科大学院の課程に在学
- 以下の2点につき、法科大学院を設置する大学の学長が認定
 - ①法務省令で定める所定科目単位の修得していること
 - ②1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること

〔所定科目単位について〕

- 法律基本科目 ※憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目
 - 基礎科目：主に未修1年次で学修するもの (法学既修者認定の対象) **30単位以上**
 - 応用科目：主に未修2年次 (既修1年目) 以降に学修するもの **18単位以上**

- 倒産法・租税法・経済法・知的財産法・労働法・環境法・国際関係法 (公法系) ・国際関係法 (私法系) **4単位以上**

-
1. **カリキュラム編成方針について**
 2. **学期制について**
 3. **各科目の単位数について**
 4. **3年次のカリキュラムについて**
-

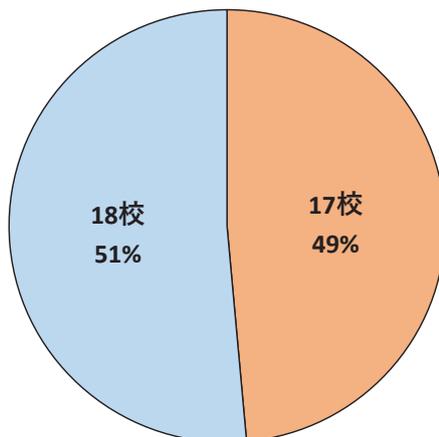
3

-
1. **カリキュラム編成方針について**
-

1. カリキュラム編成方針について

(1) 在学中受験を想定したカリキュラム編成の方針

- 令和5年度以降のカリキュラム編成について、基本的な方針はどのようなものですか。（選択式）



■ (b) 希望する学生のみが2年次までに所定科目単位を取得できるカリキュラムを策定(18校)

■ (a) 原則として全員が2年次までに所定科目単位を取得するカリキュラムを策定(17校)

5

1. カリキュラム編成方針について

◆ 在学中受験が多く、原則として全員が2年次までに所定科目単位を取得するカリキュラムを策定する法科大学院

(2) カリキュラムの前提となる在学中受験を希望する学生への指導方針や留意点など(自由記述)

※各大学の回答(自由記述)のポイントを事務局にてとりまとめ。

- 司法試験の受験前、合格発表前、合格発表後などの各段階で学生の状況に合わせて指導する予定という回答が多く見られた。

【司法試験受験前】

- ・授業科目の段階的・体系的履修を維持しつつ、3年次前期は、法律基本科目など司法試験に直結する科目を集中的に学修し、受験前までに司法試験科目を一通り履修できるようにする。
- ・一方で、6・7月は司法試験の受験勉強に集中できるように配慮する予定。

【受験後合格発表前】

- ・司法試験後に行われる前期の期末試験に集中して学修するよう指導する。
- ・3年次後期は、「プロセスとしての法科大学院教育」として、法律実務基礎科目や展開・先端科目に該当する選択科目の授業を積極的に勧める。法曹として、幅広い視野を持って活躍できるようこれらの科目を通じて指導する。

【合格発表後】

- ・合格した学生に対しては、引き続き、法律実務基礎科目や展開・先端科目等の選択科目の履修を勧める。
- ・合格しなかった学生に対しては、まずは、3年次後期の期末試験に向けてしっかり学修することを奨励する。次の司法試験に向けて、学生間の勉強会、オフィスアワーなどを利用した指導(担当教員に授業や学習方法についての質問対応)などを行い、次の司法試験に向けたモチベーションを維持できるよう指導する。

- 他方、以下のような回答も見られた。

- ・合格発表前・後を区別した指導は予定していない。
- ・司法試験受験前後、合格発表の前後を問わず、本法科大学院の教育理念にそって、教育する。

1. カリキュラム編成方針について

◆在学中受験が多く、原則として全員が2年次までに所定科目単位を取得するカリキュラムを策定する法科大学院

(3) 在学中受験をしない学生への指導の工夫など（自由記述）

※各大学の回答（自由記述）のポイントを事務局にてとりまとめ。

○在学中受験をしない学生への配慮として、以下のような回答が見られた。

- ・在学中受験をするかどうかの選択に迫られ、学修面での助言を求める学生には、担任委員会の教員が対応して、適切な支援を行うよう試みる。
- ・在学中受験しない学生のための履修モデルを検討。
（法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目（外国法含む）、展開・先端科目を3年次前期から履修し、実務起案力の養成は3年次後期まで継続できるようなモデル）

（3年前期）

- ・在学中受験しない学生は、3年次前期においても多様な科目を履修できるように選択科目として配置。
- ・3年次前期は、在学中受験しない学生も、在学中受験する学生と同様に、法律基本科目を学修することになるが、学生が復習を通じて授業内容の理解を深めることができるよう、担当教員はオフィスアワーなどを通じて学生からの質問対応をするなど、丁寧な指導を予定。

（3年後期）

- ・3年次後期に、修了後に司法試験を受験する予定の学生を対象とした演習科目を設置し、継続的なフォローを実施。

7

2. 学期制について

2. 学期制について

(1) 令和5年度以降の学期制 ①

大学名	令和5年度以降の学事暦					
	学期制			3年次の定期試験実施時期		
	1年次	2年次	3年次	3年次前期	司法試験の前後	3年次後期
北海道大学	クォーター(通年)	前期/後期	前期/後期	8月上旬(予定)	後	1月下旬～2月上旬(予定)
東北大学	前期/後期	前期/後期	前期/後期	原則として学期末の8月初旬	後	2月初旬
筑波大学	※その他	※その他	※その他	6月末、8月中旬、9月末	前	12月中旬、2月初旬
千葉大学	前期/後期	前期/後期	前期/後期	8月下旬	後	2月中旬
東京大学	前期/後期	前期/後期	※クォーター(前期のみ)	多くは前期終了時	後	後期終了時
一橋大学	前期/後期	前期/後期	前期/後期	7月	前	12月または1月
金沢大学	前期/後期	前期/後期	前期/後期	7月下旬頃(予定)	後	1月下旬頃(予定)
名古屋大学	前期/後期	前期/後期	前期/後期	8月上旬頃	後	2月上旬頃
京都大学	前期/後期	前期/後期	※クォーター(前期のみ)	7月下旬～8月上旬	後	1月下旬～2月上旬
大阪大学	クォーター(通年)	クォーター(通年)	クォーター(通年)	検討中	未定	検討中
神戸大学	前期/後期	前期/後期	※クォーター(前期のみ)	検討中	未定	1月～2月
岡山大学	前期/後期	前期/後期	前期/後期	8月上旬	後	2月上旬
広島大学	クォーター(通年)	クォーター(通年)	クォーター(通年)	8月	後	2月
九州大学	前期/後期	前期/後期	※クォーター(前期のみ)	5月下旬～6月上旬(前期の一部科目のみクォーターのため)	前	1月下旬～2月上旬
琉球大学	前期/後期	前期/後期	前期/後期	8月初旬	後	1月下旬
東京都立大学	未定・検討中	未定・検討中	未定・検討中	検討中	未定	検討中
大阪市立大学	前期/後期	前期/後期	前期/後期	7月下旬～8月上旬頃	後	1月下旬～2月上旬頃

※ 筑波大学：前期/後期制ではあるが5週のマジュールを前期は4つ(全学的には3つ)、後期は3つ設定している。

※ 東京大学・京都大学・九州大学：前期の一部の科目のみクォーター制

※ 神戸大学：後期については、検討中

9

2. 学期制について

(1) 令和5年度以降の学期制 ②

大学名	令和5年度以降の学事暦					
	学期制			3年次の定期試験実施時期		
	1年次	2年次	3年次	3年次前期	司法試験の前後	3年次後期
学習院大学	前期/後期	前期/後期	前期/後期	8月上旬	後	1月下旬
慶應義塾大学	前期/後期	前期/後期	クォーター(前期のみ)	6月初旬	前	1月下旬
駒澤大学	前期/後期	前期/後期	前期/後期	7月下旬	後	1月中・下旬
上智大学	前期/後期	前期/後期	前期/後期	7月中旬～下旬予定	後	1月中旬～下旬予定
専修大学	前期/後期	前期/後期	前期/後期	7月下旬～8月上旬	後	1月下旬～2月上旬
創価大学	前期/後期	前期/後期	前期/後期	検討中	後	1月中下旬
中央大学	前期/後期	前期/後期	未定・検討中	未定。カリキュラムの趣旨からすると司法試験の前と想定。	前	1月後半～2月上旬
日本大学	前期/後期	前期/後期	前期/後期	7月下旬～8月上旬	後	1月下旬
法政大学	前期/後期	前期/後期	前期/後期	7月下旬～8月上旬	後	1月下旬～2月上旬
明治大学	未定・検討中	未定・検討中	未定・検討中	検討中	未定	検討中
早稲田大学	前期/後期	前期/後期	※前期/後期	7月下旬実施予定	後	1月下旬実施予定
愛知大学	前期/後期	前期/後期	前期/後期	7月下旬～8月上旬	後	1月下旬～2月上旬
南山大学	前期/後期	前期/後期	前期/後期	7月末	後	1月末～2月初旬
同志社大学	前期/後期	前期/後期	※クォーター(前期のみ)	7月下旬～8月上旬	後	1月下旬～2月上旬
立命館大学	前期/後期	前期/後期	前期/後期	7月下旬～8月上旬頃	後	1月下旬
関西大学	前期/後期	前期/後期	前期/後期	7月下旬	後	1月中旬
関西学院大学	前期/後期	前期/後期	前期/後期	7月下旬(司法試験在学中受験対象者は、追試験受験の対象とする。)	後	1月下旬
福岡大学	前期/後期	前期/後期	前期/後期	7月下旬	後	1月中旬～下旬

※ 早稲田大学：制度上の学期は前期/後期制であるが、前期の3年配当の科目は、主に前期の前半クォーターとなる。

※ 同志社大学：前期の一部の科目のみクォーター制

3. 各科目の単位数について

3. 各科目の単位数について

- (1) 単位数 (各科目群の最低限の取得単位数) ① 在学中受験が開始する前後で比較
 R2は「令和2年度入学カリキュラム (令和2年度未修者、令和3年度既修者に適用)」
 R3は「令和3年度入学カリキュラム (令和3年度未修者、令和4年度既修者に適用)」 (在学中受験対応)

大学名	修了要件		各科目群											
			合計		法律基本・基礎		法律基本・応用		実務基礎		基礎隣接		展開先端	
	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3
北海道大学	94	94	86	88	32	32	26	26	12	14	4	4	12	12
東北大学	96	96	92	92	30	30	28	28	14	14	4	4	16	16
筑波大学	93	93	93	93	38	38	24	24	14	14	4	4	13	13
千葉大学	95	95	84	84	38	38	20	20	10	10	4	4	12	12
東京大学	93	93	80	80	30	30	24	24	10	10	4	4	12	12
一橋大学	95	93	95	93	38	38	22	22	12	12	7	7	16	14
金沢大学	104	98	94	92	44	42	24	24	10	10	4	4	12	12
名古屋大学	98	98	98	98	32	32	34	34	12	12	4	4	16	16
京都大学	96	96	82	84	28	30	28	28	10	10	4	4	12	12
大阪大学	98	98	88	88	34	34	24	24	14	14	4	4	12	12
神戸大学	100	93	88	87	34	30	28	29	10	12	4	4	12	12
岡山大学	97	97	79	87	34	34	26	26	11	11	4	4	4	12
広島大学	103	103	99	99	31	31	37	37	10	10	9	9	12	12
九州大学	96	96	94	94	32	32	32	32	14	14	4	4	12	12
琉球大学	94	94	93	93	37	37	24	24	10	10	4	4	18	18
東京都立大学	97	97	84	84	32	32	26	26	10	10	4	4	12	12
大阪市立大学	97	97	87	87	37	37	20	20	12	12	4	4	14	14

※単位数が増加しているものは赤字、減少しているものは青字。

(単位: 単位)

13

3. 各科目の単位数について

- (1) 単位数 (各科目群の最低限の取得単位数) ② 在学中受験が開始する前後で比較
 R2は「令和2年度入学カリキュラム (令和2年度未修者、令和3年度既修者に適用)」
 R3は「令和3年度入学カリキュラム (令和3年度未修者、令和4年度既修者に適用)」 (在学中受験対応)

大学名	修了要件		各科目群											
			合計		法律基本・基礎		法律基本・応用		実務基礎		基礎隣接		展開先端	
	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3
学習院大学	105	101	98	94	36	36	32	32	10	10	4	4	16	12
慶應義塾大学	100	94	85	82	30	30	29	26	10	10	4	4	12	12
駒澤大学	99	99	99	99	34	34	30	30	17	17	4	4	14	14
上智大学	101	100	96	95	30	32	37	34	13	13	4	4	12	12
専修大学	108	108	96	96	38	38	30	30	12	12	4	4	12	12
創価大学	103	98	96	93	33	35	35	30	10	10	4	4	14	14
中央大学	96	93	90	82	32	31	25	25	10	10	6	4	17	12
日本大学	94	96	88	90	28	30	32	32	12	12	4	4	12	12
法政大学	102	102	96	98	34	34	30	32	12	12	4	4	16	16
明治大学	103	103	86	86	42	42	18	18	10	10	4	4	12	12
早稲田大学	102	93	82	88	30	30	38	32	10	10	4	4	※ ¹	12
愛知大学	108	108	98	98	44	44	28	28	10	10	4	4	12	12
南山大学	102	102	86	86	38	38	18	18	14	14	4	4	12	12
同志社大学	96	96	85	85	30	30	27	27	10	10	6	6	12	12
立命館大学	98	98	94	94	36	36	24	24	12	12	6	6	16	16
関西大学	100	100	94	94	34	34	26	26	12	12	6	6	16	16
関西学院大学	100	100	98	98	34	34	30	30	12	12	6	6	16	16
福岡大学	98	98	89	89	44	44	18	18	11	11	4	4	12	12

※単位数が増加しているものは赤字、減少しているものは青字。

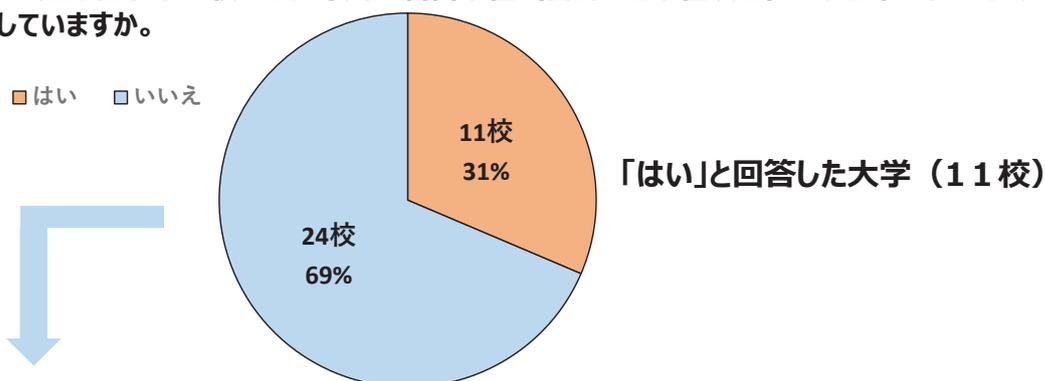
(単位: 単位)

※¹ 法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で34単位以上

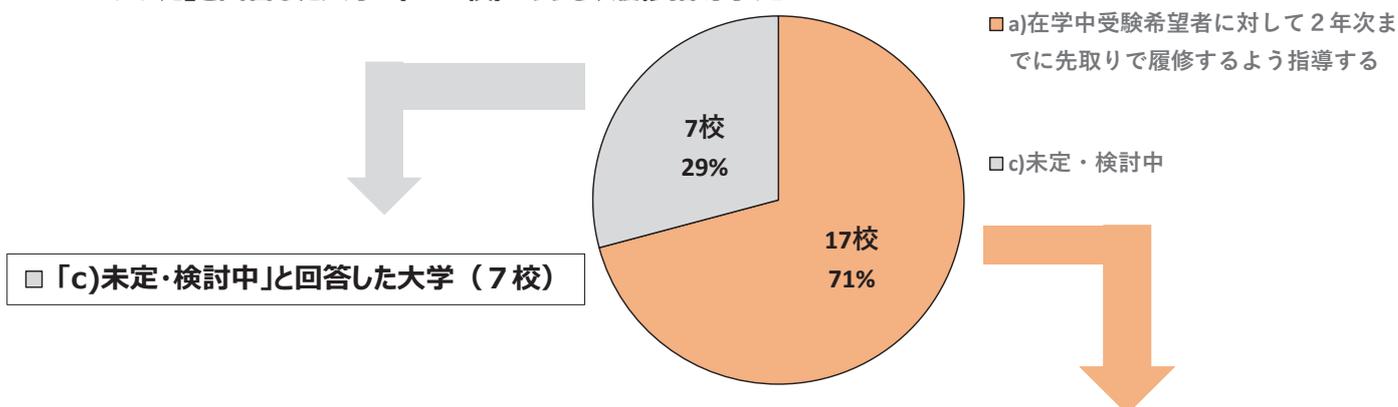
3. 各科目の単位数について

(2) 在学中受験に必要な所定科目単位

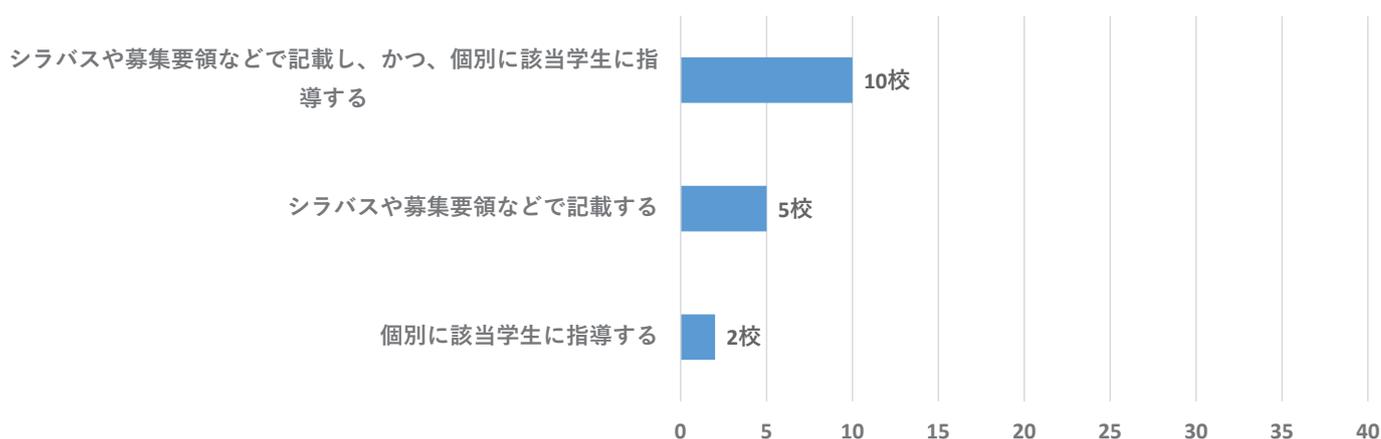
- カリキュラム上、在学中受験に必要な所定科目単位（合計52単位以上）は、2年次後期までに必修で履修することとしていますか。



- 「いいえ」と回答した大学（24校）のうち、履修指導予定



- 「a)在学中受験希望者に対して2年次までに先取りで履修するよう指導する」を選択した大学（17校）のうち、その方法を回答してください。（選択式）



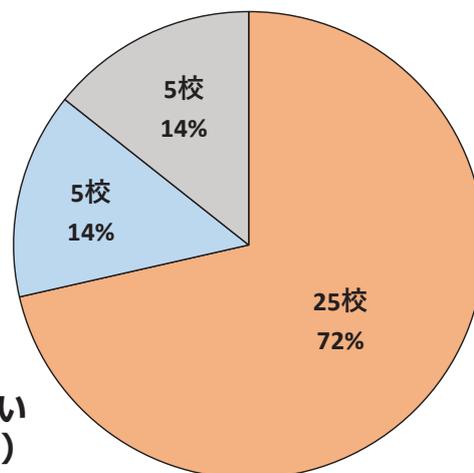
4. 3年次のカリキュラムについて

4. 3年次のカリキュラムについて

(1) 3年次前期の司法試験前後に必修科目を配置していますか。(選択式)

※司法試験前後とは、3年次の6～7月頃(第2クォーターに相当)

■ 未定・検討中と回答した大学(5校)



■ いいえ(必修科目を配置していない)と回答した大学(5校)

■ はい(必修科目を配置している)と回答した大学(25校)

4. 3年次のカリキュラムについて

(2) 3年次前期の司法試験前後に、必修科目を配置している場合、どのような科目ですか。(自由記述)

※各大学の回答(自由記述)のポイントを事務局にてとりまとめ。

- 3年次前期に配置している必修科目の例としては次の通り。

<法律基本科目(応用)>

- ・公法演習Ⅱ(1単位)、企業法演習Ⅱ(1単位)、民法法総合Ⅳ(1単位)、刑事法総合Ⅲ(1単位)、民法演習Ⅲ(2単位)など

<法律実務基礎科目>

- ・民事裁判基礎Ⅱ(2単位)、民事法務基礎(2単位)、刑事実務概論(1単位)、法曹倫理(2単位)、刑事訴訟実務の基礎(2単位)など

<展開・先端科目>

- ・発展ゼミⅠ(2単位) など

※(参考) 3年次後期に配置されている、法律実務基礎科目・展開先端科目の必修科目の例

<実務基礎科目>

- ・法曹倫理(2単位)、刑事裁判演習(3単位)、模擬裁判(民事)(2単位)、模擬裁判(刑事)(2単位)、クリニック(1単位)、刑事実務基礎(2単位)、民事訴訟実務の基礎(2単位)、刑事訴訟実務の基礎(2単位)など

<展開・先端科目>

- ・発展ゼミⅡ(2単位) など

19

4. 3年次のカリキュラムについて

(3) 3年次で、司法試験実施後、合格発表前/司法試験合格発表後の期間の授業や学生指導や司法修習との有機的な連携において、どのような工夫や配慮が必要ですか。(自由記述)

※各大学の回答(自由記述)のポイントを事務局にてとりまとめ。

<合格発表前>

- 実務法曹としての活動を具体的にイメージさせるための説明会等の取組を実施し、後期から始まる実務系科目の授業内容と有機的な連携を図る。
- 司法試験受験生については、司法試験の自己採点いかにかわらず、引き続き、法科大学院の必修科目のほか、特に、司法試験の選択科目以外の先端・展開科目を履修するよう促す。司法試験の結果を不安に感じる学生に対して、必要であれば教務委員などが面談により精神的な面での対応を行うことも考えられる。
司法試験を受験していない学生については、修了後の司法試験受験に向けた準備を整えるよう指導する。
- 夏季休暇も含めて、複数回の個別指導を行い、学生の学修の強みを活かし弱みを解消する方向で、後期の学習計画を立てさせる。状況によって当該計画を変更することを認め、履修登録等に柔軟性を持たせる。
- 夏季集中講座としてエクスターンシップ等を開講し、後期前半には、法律実務基礎科目や基礎法学・隣接科目(外国法など)、展開・先端科目を数多く開講し、学生の興味や進路に応じた履修を促す。

<合格発表後>

- 合格した学生には、実務法曹として必要な能力を身に付けることの必要性を説き、合格しなかった学生にはフォローアップ科目(1単位)を設けている。
- 合格した学生については、特に、司法修習との有機的な連携を確保するために3年次後期に移動した実務選択科目や実務に関連する展開・先端科目の履修を勧める。合格しなかった学生については、面談など精神的な支援や学習上の助言をして、ケアに努める。
- 実務法曹としての責任感や使命感を醸成するためのセミナーや講演会、若手弁護士等との交流機会等の設定を検討。
- 司法修習との接続を意識し、現在は修了生向けに実施している入所前セミナー等を在學生にも拡大する等、検討予定。
- 司法修習との連携の工夫として、在学中受験者は、実務基礎科目において、実務実習科目の履修時期に先だつ履修としていた「民事訴訟実務」「刑事訴訟実務」の履修をいずれも3年後期に並行して履修することから、授業内容の改訂を行う。
- 司法修習との連携という観点では、実務基礎科目を3年次後期に配置する。

第 1 1 期中央教育審議会大学分科会
法科大学院等特別委員会委員名簿

委 員：令和 3 年 3 月 9 日発令
臨時委員：令和 3 年 6 月 28 日発令
専門委員：令和 3 年 6 月 28 日発令
加藤委員：令和 3 年 9 月 22 日発令

(委 員) 1 名

清 原 慶 子 杏林大学客員教授
ルーテル学院大学客員教授・前東京都三鷹市長

(臨時委員) 1 名

佐久間 淳 一 東海国立大学機構機構長補佐・名古屋大学副総長

(専門委員) 2 1 名

一 場 康 宏 司法研修所事務局長
井 上 由 理 日本ペイントホールディングス株式会社執行役最高法務責任者
大 澤 裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授
大 貫 裕 之 中央大学常任理事・法務研究科教授
加 賀 讓 治 創価大学法学部教授
笠 井 正 俊 京都大学大学院法学研究科教授
片 山 直 也 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
加 藤 経 将 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
菊 間 千 乃 弁護士
北 居 功 慶應義塾大学大学院法務研究科委員長・教授
北 川 佳世子 早稲田大学大学院法務研究科教授
久保野 恵美子 東北大学大学院法学研究科教授
酒 井 圭 弁護士・一橋大学大学院法学研究科特任准教授
潮 見 佳 男 京都大学副学長、大学院法学研究科教授
高 橋 真 弓 一橋大学大学院法学研究科准教授
富 所 浩 介 読売新聞東京本社論説副委員長
中 川 丈 久 神戸大学大学院法学研究科教授
松 下 淳 一 東京大学大学院法学政治学研究科教授
丸 島 俊 介 弁護士
水 島 郁 子 大阪大学理事・副学長
山 本 和 彦 一橋大学大学院法学研究科教授

計 2 3 名

第 11 期の審議に関する主な論点について（案）

（令和3年9月 29 日 第 104 回中央教育審議会法科大学院等特別委員会資料 4）

審議に当たっての基本認識

- 法学部と法科大学院が連携して行う新たな一貫教育制度の着実な実施に向けて、各法曹コース・法科大学院における教育の成果と課題を検証するとともに、更なる改善・充実に資するよう、随時に必要な方策を提案していく必要があること。
- 未修者教育の更なる充実に向け、「法学未修者教育の充実にについて 第 10 期の議論のまとめ」や新たな一貫教育制度の実施に伴う影響を踏まえ、更なる改善・充実方策を検討する必要があること。また、令和 6 年度以降の共通到達度確認試験の方向性について、一定の結論を得るべきこと。
- 法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（K P I）を達成することができるよう充実した教育を行い、法科大学院制度を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の有効性を高めるとともに、法科大学院で学修するメリットや意義を発信するなどして、多様なバックグラウンドを有する優れた資質・能力を有する者が、より多く法曹を志望し、入学することを目指すための方策を検討する必要があること。
- 法科大学院が法曹養成プロセスの一部としてだけでなく、理論と実務が相互に作用し合う結節点となり、法学が社会に貢献していくための拠点として機能しつつあることを踏まえ、社会に貢献する魅力ある法科大学院の在り方を検討し、発信していく必要があること。

個別の論点

（1）新たな一貫教育制度の着実な実施について

（一貫教育）

- 一貫教育の実質化に向けて、法曹コースと法科大学院が連携するためにどのような取組が必要となるか。特に、遠隔地の大学や法科大学院を設置していない大学など、自大学以外と法曹養成連携協定を締結する場合に、どのような工夫が考えられるか。
- 法科大学院に進学して得た学びを活かして、社会でどのように活躍できるのかを知る機会を通じて、自らのキャリアや法曹として果たすべき役割等について考える機会が必要ではないか。その際、研究者という選択肢もあることを明確に意識づけていくべきではないか。
- 法学部生や法科大学院生が予備試験を受験している現状についてどのように考えるか。優れた資質を有する志願者を確保するために、一貫教育を充実させる中で、どのようにして予備試験と差異化を図り、法科大学院の魅力を若い法曹志願者に伝えて

いくことが出来るか。

(法曹コース)

- 法曹コースや特別選抜の現状について、どのように分析するか。新たな制度を着実に実施するために、どのような方策が必要となるか。
- 早期卒業を希望する学生のみならず、留学等を希望する学生、副専攻として法学以外の分野を学ぶことを希望する学生、論文の執筆など時間をかけて研究活動に打ち込みたい学生、部活動やボランティアに打ち込んでいる学生等、他の学修や活動と両立しながら法曹コースで学ぶ学生を支援していくことが重要であり、こうした支援が一貫教育だからこそ実現できる多様な法曹の養成といえるのではないか。
- 学生の中には、広く法学を学ぶ中でその専門性に魅力を感じ、法曹コースに在籍する学生以外にも様々な形で法曹を目指す場合があり、法科大学院への進学を促すことへの配慮が必要ではないか。

(法科大学院)

- 学部入学から最短6年間で法曹資格が取得可能となることを踏まえ、法科大学院教育と司法試験・司法修習との間で有機的な連携を図っていくための教育内容やカリキュラムのあり方について、どのように考えるべきか。その際、司法試験合格という成果のみに捉われたカリキュラムではなく、法科大学院教育の特徴を十分に発揮するために、どのような点に留意するべきか。
- 令和5年より司法試験の実施時期・合格発表の時期が変更となることを踏まえ、各法科大学院の実情に応じた、2年次・3年次のカリキュラムや学事暦のあり方について、どのように考えるべきか。
- 在学中受験する学生としない学生、在学中受験で合格する者と不合格となる者が混在する中で、学生に対するきめ細かな指導を行う上で、どのような課題があるか。その課題を解決するために必要となる方策とはどのようなものか。
- 展開・先端科目、法律実務基礎科目における特色ある取組や海外派遣プログラム等、法科大学院ならではの学修を、法曹界、経済界や法科大学院相互の連携を図りながら、どのように充実させていくことが出来るか。また、そういった学修がキャリアに活かせることを法科大学院の魅力として発信するために、どのような方策が有効か。

(2) 法学未修者コース入学者に対する教育の在り方について

- 「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」を踏まえた委託事業の成果を踏まえ、更に検討すべき事項はないか。また、未修者教育の充実に向けた検討の成果を法曹コースの教育に還元できないか。
- 法科大学院として、司法試験の在学中受験への対応と法学未修者教育の充実をどのようにして両立させていくべきか。

- 共通到達度確認試験の効果的な活用促進や持続可能な実施に向けてどのような方策が考えられるか。
- 他学部出身者や社会人の志願者を増やすために、どのような方策が考えられるか。

(3) その他

(志願者数の増加に向けた取組)

- 昨今の学生の意識を踏まえると、法科大学院に進学した場合の魅力あるキャリアパスを示すことが、法曹コースや法科大学院の志願者を増やすことにつながるのではないか。その際、法科大学院修了生がどのような分野で活躍し、社会の期待に応えているか等の修了後の姿を明確に発信することが重要ではないか。また、法曹資格の有無にかかわらず、法学を専門的に学んだ者として活躍の場が広がるという意識を持ってもらうことも有益なのではないか。
- 法曹界と連携しながら、高校生にも法曹コースの魅力を発信していくべきではないか。また、児童生徒へのキャリア教育を兼ねた法科大学院生による法教育も法曹志望者の掘り起こしに有効ではないか。

(社会に貢献する法科大学院のあり方)

- 法曹有資格者その他の法律の専門性を活かした仕事に従事する社会人のためのリカレント教育を推進することにより、法科大学院の研究・教育の成果を社会に還元するとともに、法曹志願者と法律実務家の交流の場としても機能させることが出来るのではないか。
- 地域の法曹界や経済界、行政等との連携を深め、双方にメリットがある関係を構築するために、どのような方策が考えられるか。

背景

- ✓ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（H30.11 中央教育審議会）を踏まえ、学部段階等については、学位の取得に向けた各大学等での単位の積み上げ等に履修証明プログラムを活用できるよう、履修証明プログラム全体に対する単位授与等が可能に。（R1.8）
- ✓ 一方、大学院については、学部段階のように幅広い単位認定を行うことについては議論が必要とされ、その後中央教育審議会大学分科会大学院部会において議論。

審議会等における提言等

「第10期大学院部会での審議の整理」（令和3年2月 中央教育審議会大学分科会大学院部会）

<大学院におけるリカレント教育の充実>

リカレント教育への取組姿勢は、各大学院における戦略の下、検討するものであるものの、**国は各大学院における社会の多様なニーズに対応する教育プログラムの構築を促すべく、制度面も含めた方策検討を引き続き行うべきである。**

「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和3年6月 教育再生実行会議）

- 国は、社会・経済活動のニーズに対応したリカレント教育を推進する観点から、大学院における高度な専門教育に関し、遠隔・オンライン教育の積極的な活用や個別の単位に分けて学修するマイクロ credenシャル（micro credential）の提供など、より多くの人がアクセスしやすい取組を促進する。その際、履修単位を積み重ねることにより学位が取得できるような柔軟な仕組みの在り方や国際通用性の確保などについて検討を進める。

➔ 大学院におけるリカレント教育（学位取得）の促進に向けて、履修証明プログラムをより柔軟に活用できるようにする必要がある

改正概要

- **大学院が実施する履修証明プログラム**について、当該大学院が大学院教育に相当する水準を有すると認める場合、当該履修証明プログラム全体に対する**単位授与を可能**とする。
 ※履修資格を有する者が、学校教育法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。
 ※大学院は、履修証明プログラムの内容・水準、学修成果の評価方法、履修時間等を勘案して、単位授与の際の目安をあらかじめ設定する。
- 大学院が、学修が大学院教育に相当する水準を有し、かつ、教育上有益と認めるときに限り、
 - ① 学生が履修証明プログラムの履修により修得した単位について、**当該大学院における授業科目の履修により修得**
 - ② 学生が履修証明プログラムの履修により**入学前に修得した単位について、当該大学院に入学した後の当該大学院における授業科目の履修により修得**したものとみなすことができる。
- 上記①②それぞれ15単位まで、合わせて20単位まで、正規課程の単位として認定可能とする。（大学院の場合）

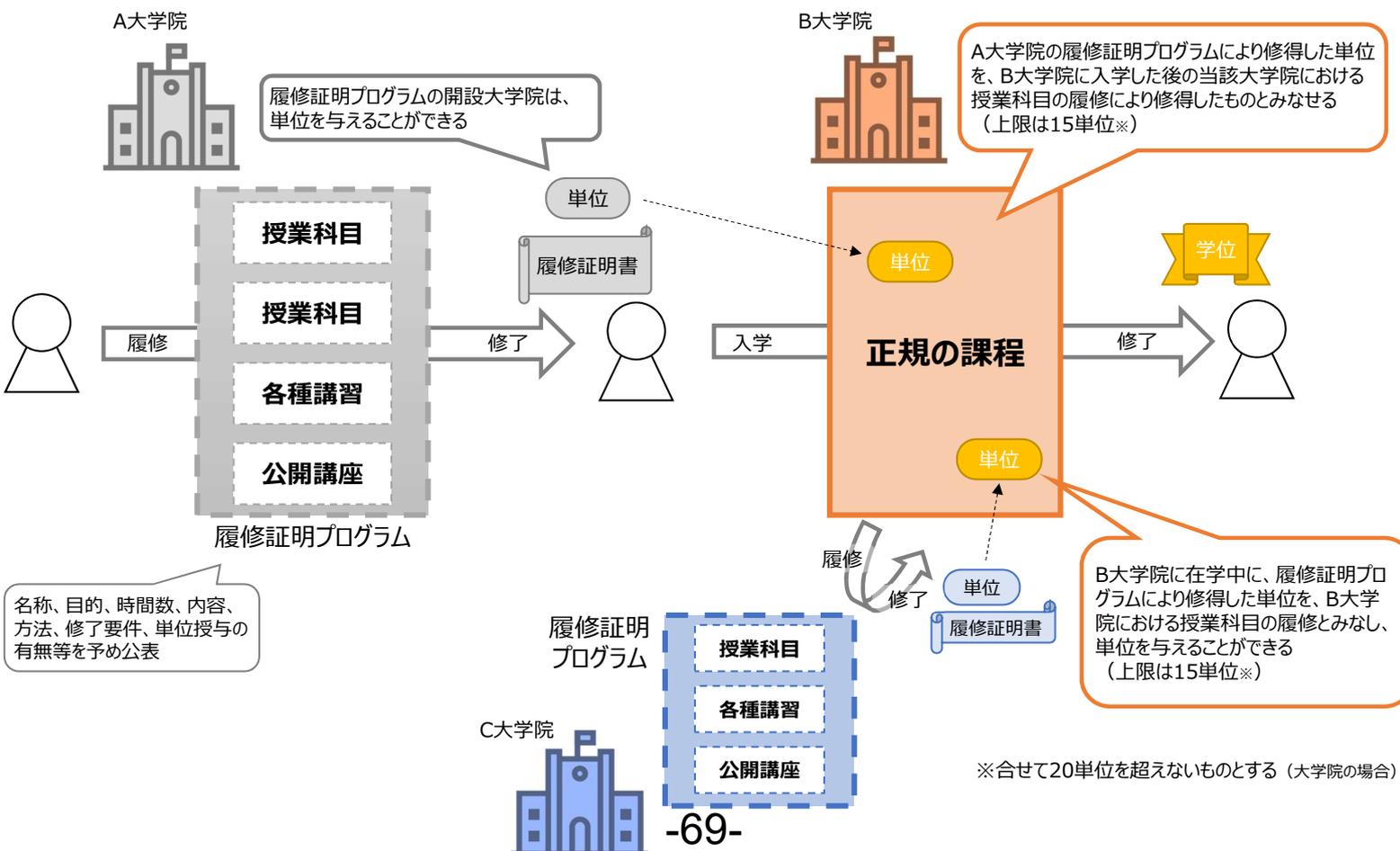
➔ 履修証明プログラムを各大学院での学位取得に活用できる

※大学院、専門職大学院（法科大学院及び教職大学院を含む。）が対象。

施行期日

令和3年度中に公布・施行予定

大学院における履修証明プログラムへの単位授与・認定（イメージ）



【参考】履修証明プログラムとは

- 大学の社会貢献の一環として教育研究の成果を広く社会に提供するため、学位課程より短期間のプログラムを学生以外の者を対象に提供するものとして、平成19年に創設された。以降、社会人の学び直し手段として浸透（H30時点で履修証明プログラムを開設している大学は168校、全体の約22%）。
- 大学（専門職大学を含む。）、大学院（専門職大学院を含む。）、短期大学（専門職短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校（専門課程を置くものに限る。）において位置付けられている。
- 総時間数60時間以上で、各大学が正規課程の授業科目や各種講習、公開講座等によるまとまりのある教育プログラムを編成。本来の趣旨は単位の修得や学位の取得を目指すものではないため、その教育水準が各課程（学士・修士・博士等）における教育に相当する水準とは限らない。

大学等における履修証明プログラムのイメージ

趣旨：教育や研究に加え、大学の「第三の使命」としてのより直接的な**社会貢献**

